

令和2年度
部（局）方針書・課（局）方針書
最終レビュー

大 泉 町

■ 目 次 ■

○総務部	1
○企画部	8
○財務部	16
○健康福祉部	24
○住民経済部	32
○都市建設部	40
○会計課	51
○教育部	52
○議会事務局	61
○監査委員事務局	62
○農業委員会事務局	63

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
総務部	竹内 寿治
1. 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ① 町長の2期目を結ぶ年となることから、充実した活動ができるよう環境を整える必要がある。 ② 自治会制度に移行した初年度となることから、それぞれの自治会の状況を把握し、自主・自律した地域運営ができるよう柔軟に支援を行う必要がある。 ③ 職員の資質向上を図る取り組みと併せて、特定事業主行動計画に基づき働き方改革を推進する必要がある。 ④ 令和元年度の台風災害を教訓に、職員の災害対応へのブラッシュアップと、自主防災組織が地域でその機能が発揮できるよう支援を行い、町全体で防災・減災対策に取り組みなければならない。 ⑤ 消防関係については、特に非常備消防の根幹である消防団員の確保と、車両・資機材の整備を行い、地域での防災力を強化する必要がある。 	
2. 取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 町民等との意見交換やニーズ把握の機会を設けるとともに、町長からの指示等に基づき施策の実施、調査研究等について、迅速に対応できるよう、関係部署・機関と調整を図る。 ② 地域自治組織との定期的な情報交換の場を設定し、自治組織間の情報共有、行政との相談・助言など支援を積極的に行う。 ③ 職員研修の対象を明確・重点化し、研修を計画的・効果的に実施する。職員の生活・健康状態と業務量とのバランスを保つため、各部署の時間外勤務・有給休暇取得状況等を把握するとともに、関係部署と連携し、業務の省力化に向けた調査を行う。 ④ 発災後において職員が初動態勢を迅速・的確にとれるよう、研修等を実施するとともに、必要な資機材の整備を行う。災害時における地域の対応力を高めるため、出前講座や訓練・資機材整備の支援を行う。また、感染症を踏まえた避難所の開設等について、国の助言に基づく対応策を整える。 ⑤ 消防団員確保のため、地域自治組織に働きかけ、各種情報発信媒体や、機会を通じて積極的にPRする。消防車両等については、計画的に更新等を行い、日常的な緊急時にも対応できる状態を保つ。 	
3. 中間レビュー	
<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながらも、子ども会育成連絡協議会などと意見交換を行いニーズ把握を行うとともに、感染症に関する生活支援パッケージを迅速に策定するため、関係部署等に町長の考え方や方向性などを伝え、情報共有・調整に取り組んだ。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会長全員が参集する会議の開催を見送ったが、必要に応じて自治会長宅に戸別訪問し情報伝達・共有や、自治会のニーズ把握を行った。 ③ 上半期予定の職員研修は新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新入職員研修など少人数を対象とした研修のみ実施し、下半期の実施方法等について検討した。また、職員の時間外勤務等の状況については会議で情報の共有等を行った。 ④ 防災対策については、特に令和2年度問題となっている新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応が求められる中、必要な物資・資機材の財源を確保し、整備を進めている。また地域に対しては、自主防災組織活動ガイドラインを作成し支援を行っている。職員には災害時の初動について部署ごとにヒアリングを行うとともに、避難所運営マニュアルを作成し具体的な体制整備に取り組んでいる。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、PRの機会が少なくなっているが広報紙などを媒体に消防団員確保に向け取り組んだ。消防車両の購入は契約を締結し予定通り進んでいる。 	

4. 最終レビュー

- ① 地元企業や各種団体の代表者と意見交換を実施したが、特にブラジル大使や総領事、外国籍の子ども達に加え新たにベトナム人のキーパーソンとの意見交換や情報提供等を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け取り組む中で関係団体や庁内部署等と情報共有、調整等を的確に行った。
- ② 令和2年度は自治会制度に移行した初年度であったが、年間を通じて自治会長会議の開催を見送った。しかし、町独自の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた緊急事態宣言の発出時等や群馬県の警戒度変更時などに自治会長宅を訪問し、情報伝達・共有、自治会の状況等の確認を行った。
- ③ 対面、集合型を中心とした研修を計画していたことから、研修内容・参加者等を勘案し、法制執務、ラインケア・セルフケアなどのメンタル関係の研修等に絞り実施した。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源に、主な避難所に必要な資機材等を整備し、併せて、自治会・防災士・職員等による避難所開設訓練を実施した。また、職員にはメールにより非常伝達訓練を2回実施し、特に受信から登庁までに要する時間・各職員の初動についての確認など、内容を精査し取り組んだ。
- ⑤ 消防団員の確保については、1名の入団が見込まれている。消防団ポンプ車両の納車も完了し、非常備消防の車両については計画通り進んでいる。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営
V4 防災対策の充実
V5 地域安全の充実

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
秘書課	田部井 久幸

1. 現状と課題

- ① 町長の2期目の最終年であり、これまでに実施した事業を検証しながら、引き続き町民等との「対話」「情報交換」の機会を設け、最新のニーズを把握する必要がある。
- ② 正副町長の効率的なスケジュール管理のため、関係部署等と早期に調整し、緊密な連絡調整を図る必要がある。
- ③ 正副町長の指示事項に迅速に対応するため、関係部署と綿密に連携し、必要な中間報告を含め進捗状況等の情報共有を図る必要がある。

2. 取組方針

- ① 幅広く意見交換の場が設けられるよう、関係部署等と調整を図る。
- ② 関係部署等や課内において、正確な情報共有を徹底する。
- ③ 関係部署に正確に指示事項を伝え、綿密な連絡調整・正確な情報共有を徹底する。

3. 中間レビュー

- ① 子ども会育成連絡協議会役員、中学校教師などと意見交換会が実施できたほか、児童館、介護施設などを視察し、現場の声を聞くことが出来た。
- ② 正副町長の効率的なスケジュール管理のため、関係部署等や課内で情報共有ができた。今後も、特に休日や夜間にスケジュール変更が生じ、外部との調整が必要な場合は、確実に伝達、調整出来るように留意する。
- ③ 正副町長の指示事項に迅速に対応するため、関係部署と連携し、情報共有が出来た。特に下半期は正副町長の指示事項を正確に理解し、関係部署に伝える事に留意する。

4. 最終レビュー

- ① 私立幼稚園のPTA、外国籍中高生、ベトナム人キーパーソン、駐日ブラジル大使、ブラジル総領事などと意見交換会が実施できたほか、地元企業の役員、各種団体の代表などから、生の声を聞くことが出来た。
- ② 正副町長の効率的なスケジュール管理のため、休日、夜間も含めて、関係部署等との調整や課内での情報共有が出来た。
- ③ 正副町長の指示事項に迅速に対応するため、指示事項を関係部署に伝え、進捗状況を情報共有し、中間報告も含め、結果報告が概ね出来た。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
総務課	中村 真
1. 現状と課題	
<p>① ますます多様化・高度化する町民ニーズや地方分権の進展などの様々な課題に柔軟に対応できる職員を育成する必要がある。</p> <p>② 全ての職員が仕事と家事・育児・介護等の家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)が図れる職場環境づくりに取り組む必要がある。</p> <p>③ 給与の適正化等については、国、県及び他市町村の動向に注視しながら、適切な対応を図る必要がある。</p> <p>④ 情報公開制度を適切に運用するため、行政文書を適正に管理する必要がある。また、個人情報に適正に管理する必要がある。</p> <p>⑤ 行政区制度から自治会制度への移行初年度となるため、地域自治組織との円滑な連携を図る必要がある。</p> <p>⑥ 町長選挙及び町議会議員選挙について万全の準備をするとともに、投票率の向上を図るため、選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 大泉町人材育成方針に基づき、各種研修を実施するとともに評価制度を活用し、職員の意識改革や資質向上を図る。</p> <p>② 大泉町特定事業主行動計画を推進するため、職員に計画を周知するとともに、各部署の時間外勤務・有給休暇の取得状況などを把握し、仕事と家庭生活の両立を図るための情報提供・個別相談等を行う。</p> <p>③ 国、県及び他市町村の動向を見ながら、給与の適正化を図る。</p> <p>④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、文書管理研修や検査を実施するとともに各課へ助言を行う。また、個人情報の適正な管理が行われるよう、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ助言を行う。</p> <p>⑤ 地域自治組織との円滑な連携を図るため、自治組織の長との情報交換を積極的に行う。</p> <p>⑥ 町長選挙、町議会議員選挙に向け万全の準備を行う。また、投票環境向上のための方策の検討や投票率の向上を図るため選挙制度の周知や積極的な啓発活動を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任職員研修や文書管理研修など少人数の研修を除き、上半期に予定していた職員研修の実施を見合わせ、下半期に実施する研修のやり方などを検討した。</p> <p>② 時間外勤務の状況や年次有給休暇の取得状況を課長会議で随時報告し情報共有を図った。また、ノー残業デーの周知にあわせて特定事業主行動計画を周知した。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症により社会経済状況への影響がある中、給与の適正化については、人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向に注視している。</p> <p>④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、文書管理研修を実施するとともに、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行った。また、個人情報の適正な管理が行われるよう、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ随時助言を行っている。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上半期は自治会長会議が開催できなかったが、必要に応じて各自治会長宅へ訪問し、情報伝達や情報交換を行った。</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮した投票環境、開票環境について検討を行うとともに、投票環境向上のため、期日前投票所の複数設置について検討を行った。また、公職選挙法の改正に伴う、選挙公営制度の導入に向けた検討も進めている。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた研修の多くを中止せざるを得なかったが、文書管理研修、ラインケア・セルフケア研修、法制執務研修を実施し、意識改革や資質の向上を図った。
- ② 時間外勤務の状況や年次有給休暇の取得状況を課長会議で随時報告し情報共有を図るとともに、ノー残業デーの周知にあわせて特定事業主行動計画を周知した。
- ③ 新型コロナウイルス感染症により社会経済状況への影響がある中、給与の適正化については、人事院勧告、国、県及び近隣市町村の動向に注視している。
- ④ 行政文書の適正な管理が行われるよう、文書管理研修を実施するとともに、行政文書の書庫移管や廃棄手続に当たり各課へ助言を行った。また、個人情報の適正な管理が行われるよう、個人情報保護条例等に基づく管理について各課へ助言を行うとともに、監査を行った。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、年間を通じて自治会長会議が開催できなかったが、必要に応じて各自治会長宅へ訪問し、情報伝達や情報交換を行った。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、投票所及び開票所における手指消毒液の設置や飛沫防止パーテーションの設置、従事者の検温などの対策を決定するとともに、期日前投票所の増設、移動期日前投票所の設置を決定した。また、公職選挙法の改正に伴い、選挙公営制度を導入した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	職員研修事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
安全安心課	武内 直人
1. 現状と課題	
<p>① 防犯対策事業については、犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、人口千人当たりの犯罪発生件数は依然高い水準であるため、効果的かつ継続的な対策を講じる必要がある。また、地域における自主防犯パトロールへの支援を継続して行い、地域の防犯活動を推進させていく必要がある。</p> <p>② 交通安全対策事業については、交通事故発生件数の減少と交通事故による死者0を目指し、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備に取り組んでいるが、今後もさらに交通事故の減少に向けた対策を講じる必要がある。</p> <p>③ 防災対策事業については、災害に備えた防災資機材等の整備と、自主防災組織への支援等を実施し地域防災力の向上に取り組んでいるが、さらなる連携強化と、継続した防災・減災体制整備及び感染症を踏まえた避難所等の体制整備が必要である。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、災害時における迅速な対応と火災発生件数の減少に取り組んでいる。また、非常備消防については、消防団員が定数に満たない状況であり、団員確保が課題である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 防犯対策事業については、警察等の関係機関と連携し、防犯講座や街頭での防犯啓発活動などを実施し、防犯思想の普及に取り組む。また、防犯カメラ及び防犯灯を設置するとともに、自主防犯パトロール等の防犯活動及び家庭用防犯カメラの設置を支援し、更なる犯罪抑止を図る。</p> <p>② 交通安全対策事業については、各種交通安全教室・交通指導員による街頭指導などにより、更なる交通安全思想の普及に取り組む。また、関係機関の意見等を伺いながら、効果的な交通安全施設を設置するとともに、運転免許の自主返納及び公共交通機関の利用を促進し、高齢者による交通事故の減少を図る。</p> <p>③ 防災対策事業については、防災資機材等の整備を行うとともに、浸水が想定される区域内に想定浸水深の標識を設置し、地域の浸水に関する情報の周知と、日常から浸水への意識を高めることに取り組む。また、関係機関と連携強化を図り、防災士の育成や自主防災組織への支援等を実施するとともに、感染症も踏まえた防災体制の強化を図り、災害に強い町を目指す。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急業務の迅速な対応を図る。非常備消防については、事業の根幹である消防団員を確保し、車両の更新や資機材の整備を進め、地域消防体制の強化を図るとともに、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 防犯対策事業については、広報紙等により安全安心メールの登録PRを行うとともに、警察等の関係機関と連携し、防犯講座などの防犯啓発活動を実施し、防犯思想の普及に取り組んでいる。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置や家庭用防犯カメラの設置支援、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動を通じて、犯罪抑止に取り組んでいる。</p> <p>② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導等を実施し、交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、カーブミラー等の交通安全施設の設置や高齢者の運転免許自主返納支援事業を実施し、交通事故の減少に取り組んでいる。</p> <p>③ 防災対策事業については、避難所の初期初動に必要な防災資機材の整備を行った。現在、避難所における感染症対策に必要な資機材、職員を対象とした避難所運営マニュアルの整備を行っている。また、災害などに関する緊急情報を音声メッセージでお知らせする電話配信サービスを開始した。自主防災組織に対しては、防災資機材整備の支援を行うとともに、活動ガイドラインを作成し、防災体制の強化に取り組んでいる。</p> <p>④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し、消防救急業務の迅速な対応を図っている。非常備消防については、団員の確保に向け、消防署と連携し、火災予防思想の普及啓発に取り組んでいる。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 防犯対策事業については、広報紙等により安全安心メールのPRを行い登録を推進するとともに警察等の関係機関と連携し、防犯講座などを実施することで防犯思想の普及に取り組んだ。また、防犯カメラ及び防犯灯の設置をするとともに、地域の自主防犯パトロール等の防犯活動、家庭用防犯カメラの設置を支援し、犯罪抑止に取り組んだ。
- ② 交通安全対策事業については、警察等の関係機関と連携し、交通安全教室や街頭指導を実施するなど交通安全思想の普及に取り組んだ。また、効果的にカーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに運転免許証を返納した高齢者を支援し、交通事故の減少に取り組んだ。その他、群馬県交通安全条例の一部改正より自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されることにあわせ購入費の補助を開始し、ヘルメット着用について普及啓発を図った。
- ③ 防災対策事業については、避難所の初期初動に必要な備品及び運営・感染症対策に必要な備品を整備するとともに、この備品を活用し、自主防災会会長、防災士、職員などによる避難所開設訓練を実施した。また、電話配信サービスの整備、自主防災組織活動ガイドラインを作成することなどにより防災体制の充実、地域防災意識の向上に取り組んだ。
- ④ 消防事業の常備消防については、委託先である太田市と連携し消防救急の迅速な対応を図った。非常備消防については、消防署と連携をし街頭広報を行うなどにより団員の確保及び火災予防思想の啓発に取り組んだ。また消防団のポンプ車の更新及び資機材の整備を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V4 防災対策の充実	非常備消防事業
	災害対策事業
	防災訓練事業
	自主防災組織事業
V5 地域安全の充実	防犯活動事業
	家庭用防犯カメラ設置補助事業
	交通安全活動推進事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
企画部	長谷川 久仁子
1. 現状と課題	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び初年次となる「第二期大泉町総合戦略」については、目標達成に向けて確実に進捗管理を行う必要がある。</p> <p>② 「第6次行政改革大綱」については、最終年次の前年となるため、最終的な目的・目標を見据えて進捗管理を行う必要がある。その中で、公共施設マネジメントは、全庁的な調整を図りつつ、庁舎のあり方について調査・研究を行う必要がある。</p> <p>③ 地方創生の推進にあたっては、本町の特性や資源を最大限に生かしたまちづくりを進めるとともに、町の魅力となり得る独自の取り組みを展開していく必要がある。</p> <p>④ 行政情報の提供については、わかりやすく、正確に即時性をもって行うとともに、様々な手法を活用した情報発信が必要である。</p> <p>⑤ 情報セキュリティについては、引き続き維持向上を図るとともに、様々な状況を想定した対策を徹底する必要がある。また、電算システムについては、円滑な運用を継続しながら、さらなる住民サービスの向上や業務の効率化について調査・研究する必要がある。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりについては、より多くの人々が積極的に参画できる機会の充実を図るとともに、人材の発掘と有効な活用を進める必要である。</p> <p>⑦ 人権・男女共同参画については、条例や計画に基づき一層推進する必要がある。また、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」については最終年次となるため、次期計画を策定する必要がある。</p> <p>⑧ 外国人住民は多国籍化しており、多文化共生をさらに推進するためには、共生化に向けた各種事業を着実に実施するとともに、多言語による情報提供やキーパーソンを発掘・育成を進める必要がある。また、関係機関・部署をはじめ企業等と連携した取り組みを、引き続き行っていく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、行政マネジメントシステムを有効かつ効果的に活用して進捗管理を行うとともに、行政評価システムの充実を図る。また「第二期大泉町総合戦略」についても、目標の達成に向けて各施策が確実に推進できるよう、進捗管理を行っていく。</p> <p>② 「第6次行政改革大綱」については、最終年次を見据えながら、実施計画に基づき職員一体となって推進する。また、公共施設マネジメントについては、計画における方向性に基づき、総合的かつ計画的な維持・管理を行っていく中で、庁舎の方向性についても検討していく。</p> <p>③ 地方創生の取り組みについては、社会のニーズを捉えながら、特色ある取り組みの実現に向けた調査・研究を行うとともに、様々な機会やツールを活用して町の取り組み等を広く発信していく。</p> <p>④ 広報については、よりわかりやすい広報紙となるよう取り組むとともに、SNS等を活用して積極的に情報発信を行う。</p> <p>⑤ 情報セキュリティについては、共同利用団体等と連携した訓練を実施し、セキュリティの維持・向上を図るとともに、職員研修等を実施し職員のセキュリティ意識向上に取り組む。また、電算システムについて、住民サービスの向上や業務の効率化を図るための調査・研究を行う。</p> <p>⑥ 協働のまちづくりについては、広く住民へ意識啓発や各種制度の周知を行うとともに、住民活動団体への活動支援を行う。また、人材バンクへの新規登録者を発掘するとともに、地域の事業に有効につなげられるような働きかけを行う。</p> <p>⑦ 人権・男女共同参画については、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各種事業を実施するとともに、庁内や関係機関への働きかけを行う。また、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」については、次期計画の策定に取り組む。</p> <p>⑧ 多文化共生の推進については、多文化共生コミュニティセンターを活用して情報提供を行うとともに、各国のキーパーソンを発掘・育成し、連携を図っていく。また、関係機関・部署等と連携を図るとともに、企業等と協力した共生事業についても積極的に取り組む。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」について、実施計画の各施策における事業の令和元年度実績により実施状況を把握するとともに、主要事業評価を実施した。また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」について、行政マネジメントシステムを活用し、令和2年度の進捗管理を行っている。
- ② 「第6次行政改革大綱」については、実施計画に基づき取り組みを進めている。
- ③ 地方創生の取り組みについては、ふるさと納税事業を活用して町のPRを行った。また、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況下における町の魅力発信、移住促進等について調査・研究を行った。
- ④ 広報については、特に重点的に伝えたい内容は特集として掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症の陽性者の増加に伴い町独自で緊急事態宣言を発出した際には臨時号を発行し、全町民への周知を行った。また、SNS等を活用した情報発信を積極的に行う中で、新たに動画による情報発信を開始した。
- ⑤ 情報セキュリティについては、機器障害を想定した訓練を実施するとともに、職員研修によりセキュリティ意識の向上を図った。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや会議等の開催などに制限はあったが、住民活動団体の支援をはじめ、各種制度の周知及び活用推進を行った。
- ⑦ 人権・男女共同参画については、だれもが安心して暮らせる町を目指し、犯罪被害者等支援条例を制定するとともに、SNS等被害者に対する支援を関係機関等と連携し包括的に行える体制づくりに取り組んだ。また、男女共同参画推進計画について、検討会議等を開催し、次期計画の素案の作成を進めた。
- ⑧ 多文化共生の推進については、ポルトガル語版広報紙「ガラツパ」に加え、英語版広報紙の発行を開始した。特に、新型コロナウイルス感染症の対応として、感染拡大防止のため、ポスターやチラシの配布、各国のキーパーソンへの情報発信に積極的に取り組んだ。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」について、行政マネジメントシステムを活用し、各施策における事業の進捗管理を行った。また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、令和3年度に実施計画が最終年度を迎えるため、次期実施計画策定に向けた協議を開始した。
- ② 「第6次行政改革大綱」については、実施計画に基づき取り組みを進めた。公共施設マネジメントについては、LED化工事等を考慮して計画を一部見直すとともに、新庁舎に関する調査・研究を進めた。
- ③ 地方創生の取り組みについては、ふるさと納税事業を活用し、町及び町内企業のPRを行った。また、コロナ禍において、移住相談会については県等と連携してオンラインで開催するとともに、ニューノーマル社会における今後の取り組み等について調査・研究を行った。
- ④ 広報については、特集ページの活用や臨時号の発行により、全町民への周知を行った。特に、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、様々な媒体を活用し、状況に応じて迅速に必要な情報の発信を行った。また、SNSを活用する中で、動画による情報発信も行った。
- ⑤ 情報セキュリティについては、職員研修を実施し職員のセキュリティ意識の向上を図るとともに、共同利用団体等と連携し非常時を想定した訓練を実施した。また、住民サービスの向上や業務の効率化を図るための調査・研究を行った。
- ⑥ 協働のまちづくりについては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、予定した事業等を中止せざるを得ない状況が続いたが、令和3年度の事業につなげられるよう住民活動団体等との協議を行った。
- ⑦ 人権施策については、だれもが安心して暮らせる町を目指し、犯罪被害者等支援条例の制定やSNS等被害者支援事業を開始した。また、コロナ禍における人権配慮についてホームページ等で広く発信した。男女共同参画について、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づく取り組みを進めるとともに、現計画の推進状況や懇談会委員及び町民の皆様の意見を伺いながら、次期計画を策定した。
- ⑧ 多文化共生の推進については、ポルトガル語版広報紙「ガラツパ」に加え、英語版による情報提供を行った。さらに、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、関係機関等と連携するほか、ホームページへの掲載やポスター・チラシの配布、各国のキーパーソンへの協力依頼など、状況に応じて、積極的に感染拡大防止のための取り組みを行った。

5. 所管する施策

	施策名
Ⅲ1	効率的・効果的な行財政運営
Ⅲ2	協働のまちづくりの推進
Ⅲ3	多文化共生の推進
Ⅲ4	人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅲ5	情報共有化の推進
Ⅲ6	新たな魅力の創造

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
企画戦略課	久保田 輝己
1. 現状と課題	
<p>① 本町におけるまちづくりの指針である「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の2年次となり、引き続き目標管理及び進捗管理を着実に実行する必要がある。また、「第二期大泉町総合戦略」に基づき、本町の地方創生に向けて掲げた施策及び事業が適切に実施されるよう、目標管理及び進捗管理を行う必要がある。</p> <p>② 広域行政については、近隣自治体で組織する協議会等を効率的かつ効果的に活用し、共通で抱える課題解決に向けて情報共有・調査研究を行うとともに、近隣の地域が一体となって交流人口や関係人口の増加を図っていく必要がある。また、多分野にわたる先進的な情報を収集し、事業展開を行う必要がある。</p> <p>③ 地方創生の取り組みとして、まちづくりの担い手である人口の維持・増加を図っていく必要があることから、特色あるまちづくりの推進により定住促進を図るとともに、町の魅力として広くPRすることで本町への移住者の増加を図っていく必要がある。</p> <p>④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、システムの有効性を保ちながらより効果的に運用できるよう、継続的な改善が必要である。</p> <p>⑤ 行政評価については、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」に対応した新しい評価システムの初年度となることから、運用の定着に向けた取り組みが必要である。</p> <p>⑥ 「第6次行政改革大綱」については、5カ年計画の4年次であることから、最終的な目的達成を見据えて進捗管理を行う必要がある。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、限られた財源の中で将来にわたって適切に保持できるよう、計画的に維持管理を行っていく必要がある。特に庁舎については、機能や利便性にも配慮していく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」については、行政マネジメントシステムを有効に活用し、継続して適切な目標管理及び進行管理を図っていく。「第二期大泉町総合戦略」については、初年次としてスタートすることから、行政マネジメントシステムを利用した進行管理体制を築くとともに、適切な目標管理及び進行管理を図っていく。</p> <p>② 広域行政については、地域で共通する課題である利根川新橋の早期建設に向けて、利根川新橋建設促進期成同盟会の構成自治体と連携しながら、関係機関等との調整を図る。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会を中心として、広域連携によるメリットを活かせる事業を検討し、様々なイベント等を企画・実施することで交流人口等の増加につなげる。さらには、新たな事業の検討に向け情報収集を行うとともに、ニーズや費用対効果を検討していく。</p> <p>③ 本町の地域創生については、特色あるまちづくりに関する情報を広く発信し、特に東京圏から人を呼び込むことに重点を置きながら、本町への移住促進を図っていく。また、従前からある地場産品のほか、新たな特産品の発掘も視野に入れつつ、それらを活用することで特色ある町としての知名度向上を図っていく。</p> <p>④ 大泉町行政マネジメントシステムについては、どの部署においてもシステムがより有効かつ効率的に働くよう、内部監査の精度を高めていく。内部監査員、被監査部署双方の理解が深まるよう、マニュアルや研修等を充実させていく。</p> <p>⑤ 新評価システムの運用については、適切な進行管理を行うとともに、システムの定着に向けて評価者である職員の理解向上を図っていく。</p> <p>⑥ 「第6次行政改革大綱」については、各項目の目標達成に向け、また最終的な目的を見据えながら、各部会に十分な協議を促すとともに、4年次の取組計画の着実な進行管理を行う。</p> <p>⑦ 公共施設マネジメントについては、令和元年度に策定した個別施設計画に基づき、計画的な維持管理を行う。併せて、財政状況や劣化状況の変化を適宜確認し、必要に応じて個別施設計画への反映を検討する。また、中心的な施設である庁舎が他の施設の維持管理に影響することから、より現実を見据えた庁舎のあり方について調査・研究を行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の施策の進捗管理として、1年次における事業の実施状況を把握するため、令和元年度決算を踏まえた実績の取りまとめを行った。また、「第二期大泉町総合戦略」は「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の施策に関する個別計画という考え方に基づき、それぞれに基づいて実施している事業については一体的に進行管理を行うこととし、行政マネジメントシステムを活用しながら第1四半期の実施状況と目標達成度を把握するとともに、改善を図りながら第2四半期の取り組みを推進した。
- ② 利根川新橋建設促進期成同盟会については、年度当初に開催している幹事会及び総会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて書面協議となったが、令和2年度の取り組みとして、感染症の拡大防止に配慮しながら例年同様に国や県への要望活動等を行っていくことを決定した。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会については、圏域内の相互交流を促進するためのイベントとして、昨年へ続き6回目となる両毛グルメシールラリーを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて中止した。併せて、令和3年度以降のイベント実施について、新しい生活様式に沿った方法として、電子媒体の導入等の検討・情報収集を行うこととした。
- ③ 町ホームページ等を活用して移住支援金事業を広く周知するとともに、東京及び大阪を拠点に地方移住に関する情報を取り扱う「ふるさと回帰支援センター」を通じて町の取り組み等に関する情報発信を行うことで、首都圏を中心とする他地域から本町への移住促進に努めた。また、群馬県と県内市町村の合同により、東京都内を会場として開催予定であった移住相談会については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて中止することとしたが、オンラインでの開催に向けて準備を進めた。さらに、ふるさと納税に対する返礼品とするため、町内事業者が製造する地場産品等の提供を受けているが、制度を活用した地場産品のPRにより販路拡大につなげることで地域経済の活性化に寄与できるよう、返礼品の充実に向けて事業者との調整を行った。
- ④ 大泉町行政マネジメントシステムのマニュアルについて、「大泉町リスクマネジメント基本方針」を関連文書として位置付ける改訂を行い、各部署のマネジメント状況を内部監査において確認している。内部監査養成研修については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から人数を制限したが、研修の内容を共有できるよう資料の全庁公開を行った。
- ⑤ 評価者である職員に対しては評価の考え方について個別にフォローを行い、令和元年度分の行政評価を終了した。令和3年度の総合計画実施計画の策定を見据え、施策評価の手法について検討を開始していく。外部評価については、新型コロナウイルス感染症の状況を見つつ、評価者とスケジュールの調整を行う。
- ⑥ 「第6次行政改革大綱」については、年度当初に作成した年間スケジュールに基づき部会を中心に取り組みを進めている。引き続き下半期に向け着実な進捗管理を行っていく。
- ⑦ 各施設の維持管理の方向性を検討し、財政状況や劣化状況を踏まえた個別施設計画の見直しの検討を開始した。庁舎のあり方については調査研究ワーキングチームにおいて機能や利便性の研究を行っていく。

4. 最終レビュー

- ① 「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」及び「第二期大泉町総合戦略」の実施事業に対しては、行政マネジメントシステムを活用し、四半期ごとに実施状況と目標の達成度を確認するとともに、その都度手法や方向性の再検討を行うことにより、年度を通じた進捗管理を行った。また、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～」の基本構想については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、今後ニューノーマル社会を意識したまちづくりを推進していくため一部を修正することとし、修正後の基本構想を見据えた次期実施計画の策定に向けて、素案の検討に着手した。
- ② 利根川新橋の早期建設に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から構成市町を代表して事務局のみの訪問にするなど、例年とは形が違いますが、これまでと同様に国に対して要望活動を行った。また、両毛広域都市圏総合整備推進協議会については、両毛グルメシールラリーの代替策として、各市町の飲食店情報をホームページで発信し、飲食店への支援及び圏域内での相互交流を促進するとともに、令和3年度の両毛グルメシールラリーにおける電子媒体の導入を決定し、導入に向けた事業者を選定に着手するなど、他市町村と共通課題解決へ向けた取り組みを進めることができた。
- ③ 本町の地域創生に向けた取り組みとして、オンラインでの移住相談に対応できる環境を整え、各地で移住を検討している人へ町の魅力や取り組みについてPRしたほか、移住支援金をより活用しやすい制度とするため、申請要件を緩和させる手続きに着手するなど、東京圏をはじめとした他地域からの本町への移住促進を図った。また、町にとっての自主財源確保の手段としてだけでなく、移住促進を目的とした町の魅力発信手段の一つとして大泉町ふるさと納税事業に取り組み、その実施にあたっては、事業者との調整のうえ、既存返礼品の種類の増設や新たな町の魅力となる商品の返礼品設定など、返礼品の充実に取り組みすることで、昨年度を上回る寄附金を受け入れることができ、地域経済活性化に貢献するとともに、まちの認知度及び魅力度の向上につなげることができた。

- ④ 内部監査員のブラッシュアップ研修において初めて外部教材を活用し、他業種でも応用しうる内部監査の視点等について学習した。また力量表を活用したセルフチェックを実施し、内部監査員の理解度の確認を行った。
- ⑤ 行政改革推進本部会議にて施策評価の手法を決定し、令和3年度にかけ現行の総合計画実施計画に基づき実施した取組の効果検証を行う。外部評価については、評価者と各事業所管課との連絡調整の橋渡しを行い、スムーズな評価の実施につながるよう努めた。新型コロナウイルス感染症感染拡大により、結果報告会については中止となった。
- ⑥ 「第6次行政改革大綱」については、一部の取り組みについてスケジュール変更となったが、おおむね計画通り進めることができた。
- ⑦ 各施設の維持管理の方向性を検討し、財政状況や劣化状況を反映させた個別施設計画の改定を行った。新庁舎に関する調査研究ワーキングチームでの活動報告をまとめ、令和3年度から始まる新庁舎準備系の業務に活用できる資料を整えることができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	行政マネジメントシステム事業
	行政改革推進事業
Ⅲ6 新たな魅力の創造	地方創生推進事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
広報情報課	横倉 成才

1. 現状と課題

- ① 町からの情報発信、情報提供について、わかりやすい内容にするとともに、ICT(情報通信技術)を活用し、幅広い年齢層に情報を提供していく必要がある。
- ② 住民との情報共有のため、広聴機能について更なる強化を図る必要がある。
- ③ 電算システムについて、安定稼働や既存経費の見直しのほか、最新のICTによる住民サービス向上や業務効率化について調査研究を行っていく必要がある。
- ④ 情報セキュリティについては、巧妙化するサイバー攻撃だけでなく災害やIT障害等のインシデントに対し、セキュリティ対策を徹底する必要がある。

2. 取組方針

- ① 引き続き、わかりやすい広報紙づくりに努めるほか、令和3年1月にリニューアル予定のホームページについては、より分かりやすい、利用しやすいサイト設計とする。
- ② 既存の意見収集媒体を活用しつつ、ホームページリニューアルに合わせ、広聴機能の強化を図る。
- ③ 既存システムについては、機器更新時などに機能や経費等を見直すとともに、AIやRPAなどを活用した業務改善等、最新のICT導入に向けた検討を行っていく。
- ④ 町が保有する情報資産に対する安全性の確保のため、職員に対する研修や訓練を行っていくほか、インシデントを想定した訓練を県や郡内と共同で行っていく。

3. 中間レビュー

- ① 新型コロナウイルス感染症関連情報など、正確にわかりやすく伝えるため特集や臨時号の発行を行ったほか動画共有サイトの活用を始めた。今後も様々な媒体を活用した情報提供を行っていく。ホームページリニューアルについてはシステムの選定、カテゴリの見直し等行った。引き続きリニューアル作業を行っていく。
- ② リニューアルするホームページの機能の一つとしてWeb上からでもアンケートが行えるなど、ICTを活用できるシステムの選定を行った。
- ③ AI、RPAについて実証実験を行い、その効果を検証したが、既存システムとの連携や業務の見直しなどいくつかの課題が判明した。引き続き先進事例等調査研究を行っていく。
- ④ 機器障害を想定したインシデント対応訓練を実施したほか、情報セキュリティ研修を実施した。引き続き庁内だけでなく郡内等と連携してセキュリティ対策の維持強化を図っていく。

4. 最終レビュー

- ① ホームページはリニューアルを行い、新たに「安全・安心」カテゴリを追加するなど、より見やすくわかりやすいサイトとなるよう構築した。また感染症情報については広報紙や動画共有サイトなどを活用し、多くの町民に伝えられるよう情報提供を行うとともに、町政報告についても感染症対策から動画での配信を行った。
- ② リニューアル後のホームページでは各ページに問い合わせフォームを設置しただけでなく、ページ自体の評価を利用者に行ってもらい、各課においてホームページでの情報掲載方法の参考にできるよう評価機能を搭載した。
- ③ 業務におけるAI、RPAについては実証実験の結果を踏まえ、引き続き調査研究を行うとともに、総務省自治体DX推進計画等の動向も注視していく。また、問い合わせの自動応答に対応できるAIチャットボットを新たにホームページ上に搭載したが、継続してメンテナンスを行い回答を充実させていく。
- ④ 庁内においてはセキュリティ監査や自己点検を、郡内においては共同でベンダーに対するセキュリティ監査を行い、セキュリティ対策の見直しを図った。また郡内での災害時相互支援訓練については次年度以降より実践的な訓練とすることで郡内意思統一を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ5 情報共有化の推進	広聴事業
	地域情報システム推進事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
多文化協働課	笠松 弘美
1. 現状と課題	
<p>① 協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり推進指針」に基づき、各種制度を住民活動団体等に周知し、活用を促進させるとともに、地域で活躍できる人材の育成及び活用を進め、更なる住民の参画意識の高揚と参画機会の充実を図る必要がある。</p> <p>② 人権施策については、国際化や情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、新たな形態の人権問題も生じており、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念、及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、教育委員会や関係各課と連携し、あらゆる差別のない社会の実現に向けた人権教育・啓発のより一層の推進を図る必要がある。</p> <p>③ 男女共同参画については、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少するなか、活力ある地域社会の発展のためには、あらゆる分野で性別に関わらず活躍できる環境づくりが必要である。また、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」が最終年次となることから、次期計画を策定する必要がある。</p> <p>④ 多文化共生については、正確かつ迅速な情報提供や多国籍化する外国人住民へ対応するため、行政とのパイプ役となるキーパーソンを発掘し、連携を図るとともに、関係各課との横断的な課題把握や情報共有、関係機関等と連携した取り組みが必要である。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、集住地域の実情を伝え、必要な施策について国や関係機関等へ提言を行うため、関係各都市との情報共有、課題研究等の連携を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 協働のまちづくりについては、広く住民を対象とした意識啓発を行うとともに、住民活動団体等の活動の場に出向き、「元気な地域支援事業」や「協働のまちづくり事業提案制度」等の説明や相談を行い、制度の活用促進を図る。 人材バンク制度については、積極的な制度周知を行い、新規登録者を発掘するとともに、地域活動における指導者としての活用促進を図る。</p> <p>② 人権施策については、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取り組みを推進する。</p> <p>③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、男女共同参画意識の啓発及び理念の共有を図るための各種事業を実施する。 また、住民意識や社会変化を踏まえつつ、令和3年度から始まる「第四次大泉町男女共同参画推進計画」を策定する。</p> <p>④ 多文化共生については、生活ルールやマナー、各種制度などを正しく伝え、正しく理解し行動できるよう、企業等との連携した多文化共生懇談会や文化の通訳養成講座等を開催するとともに、多文化共生コミュニティセンターを活用し、行政情報をはじめ、災害に関する情報等も迅速に提供していく。また、外国人住民の多国籍化に対応するため、各国のキーパーソンを発掘し、連携を図ることで外国人コミュニティとの繋がりを深め、情報の収集・提供を行う。</p> <p>⑤ 外国人集住都市会議については、ブロック会議、全体会議等を通じ、関係各都市と課題研究や情報共有等の連携を図るとともに、必要に応じて国や関係機関等への働きかけを行う。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」5件、「協働のまちづくり事業提案制度」2件の事業を採択し、住民活動団体等の活動を支援した。人材バンクについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、イベント、会議等の開催自粛が続く中、登録者の発掘、活用促進を図り、2件の新規登録、1件の活用に繋がった。引き続き、住民活動支援センターホームページ等を活用し、協働のまちづくり事業制度の周知を行うとともに、人材バンク登録者の発掘、活用促進を図る。
- ② 人権施策については、犯罪被害者等の被害の回復と軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、「犯罪被害者等支援条例」を制定した。また、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき、SNS等による被害にあっていない人に対し包括的支援を行い、被害の軽減を図るとともに、意識啓発を推進するためSNS等被害者支援事業を開始した。引き続き、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、関係機関、関係部署等と連携を図り、人権啓発を行う。
- ③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各課の令和元年度の取り組みについて進行管理を行うとともに、男女共同参画週間にあわせた啓発図書コーナーの設置や町ホームページ等での情報提供を実施した。また、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」の策定に向け、検討会議等を開催し、素案を作成した。下半期には、男女共同参画意識の啓発を目的とした、セミナー、講演会を開催するとともに、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」については、パブリックコメントを実施し、計画を策定する。
- ④ 多文化共生については、企業や外国人学校と連携し、多文化共生懇談会を開催したほか、多文化共生コミュニティセンターでの各種相談や情報提供を実施した。さらに、ポルトガル語版広報紙「ガラッパ」の英語版の発行を開始するとともに、新型コロナウイルス感染症関連情報や災害情報等を迅速に提供した。また、外国籍住民と接する機会が多い関係部署との情報交換会を開催し、課題や取り組み状況等の情報共有を図った。引き続き、適切かつ迅速な情報提供を行うとともに、各国のキーパーソンの発掘、育成に努め、多文化共生を推進する。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市と直面する課題の解決について情報共有を行い、連携を図った。令和2年度中に新型コロナウイルスと災害等の情報伝達について考えるアンケートを実施し、調査結果の分析、研究を行う。

4. 最終レビュー

- ① 協働のまちづくりについては、「元気な地域支援事業」において1件の事業を追加採択し、住民活動団体等の活動への支援を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインを活用して協働のまちづくりセミナーを実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、協働のまちづくり講演会は中止となったが、協働のまちづくり制度の活用促進及び住民活動団体の活動の周知を目的とした「協働のまちづくりパネル展」については会場を変更して実施した。人材バンク制度については、イベント、会議等の開催自粛が続いたが、5件の新規登録、5件の活用に繋がった。
- ② 人権施策については、「SNS等被害者支援事業実施要綱」を制定するとともに、関係機関の代表で組織するSNS等被害者支援ネットワーク会議を開催した。また、インターネットの利用相談に応じられる職員の養成を目的として担当行政職員、教職員を対象にネットセーフティ・アドバイザー養成講座を実施するとともに、町内中学校の生徒を対象とした講演会を開催し「被害者」にも「加害者」にもならないための意識啓発を行った。犯罪被害者支援として、犯罪被害者週間にあわせて、関係団体と連携して犯罪被害者支援に関するパネル展を実施した。性的マイノリティへの理解促進を図るため、町内高等学校と連携し、中高生向け啓発リーフレットを作成した。
- ③ 男女共同参画については、「第三次大泉町男女共同参画推進計画」の進行管理を行うとともに、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた啓発図書コーナーを設置したほか、男性の家事参画セミナーを実施し、男女共同参画に対する意識啓発を図った。また、「第四次大泉町男女共同参画推進計画」のパブリックコメントを実施し、町民の意見を反映するとともに、社会情勢の変化やこれまでの成果・課題を踏まえ、計画を策定した。
- ④ 多文化共生については、町内企業と連携した外国人従業員向けの企業内研修等外国人が多く集まる機会を捉え、多文化共生懇談会を実施するとともに、多文化共生コミュニティセンターのホームページを活用した情報提供を行った。また、各国のキーパーソンの発掘・育成に努め、顔の見える関係性を築いた上で、連携して新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により文化の通訳養成講座の開催を見合わせたが、多文化共生コミュニティセンターの窓口来庁者や外国人住民向け日本語講座等において文化の通訳登録者の増加に繋がれ、登録者へ迅速かつ適切な情報発信を行った。
- ⑤ 外国人集住都市会議については、関係各都市と新型コロナウイルスと災害等の情報伝達について考えるアンケートを実施し、調査結果の分析等を行い、ウェブセミナーを開催するとともに、直面する課題の解決について情報共有を行い、連携を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ2 協働のまちづくりの推進	協働推進事業
Ⅲ3 多文化共生の推進	多文化共生懇談会推進事業
	多文化共生コミュニティセンター管理運営費
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
財務部	堀本 俊行
1. 現状と課題	
<p>① 社会経済情勢が不透明な状況の下、今後更に歳出増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設の維持補修等に対応するため、安定的な行政サービスが提供できるよう財源の確保や経費削減に引き続き取り組まなければならない。併せて基金の適正な管理を行っていく必要がある。</p> <p>② 普通財産の維持管理に継続的な経費がかかっており、自主財源の確保のためにも、未利用資産の売却を積極的に推進し、維持管理経費を削減する必要がある。</p> <p>③ 庁舎の設備等に不具合が生じており、老朽化については否めないが、庁舎を訪れる人の利用環境や職員の執務環境を整えるため、安全を考慮し維持管理を行う必要がある。</p> <p>④ 入札や契約に際しては、競争性をはじめ、公平・公正性、透明性を担保した入札体制を堅持する必要がある。検査に関しては、工事等の質の向上と公契約を念頭に、厳格に取り組むことが求められている。</p> <p>⑤ 公正・公平・適正で効率的な課税事務に取り組むため、税制改正等に正確に対応できる職員の育成と、徹底した個人情報管理に取り組む必要がある。</p> <p>⑥ 町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理計画や手法の現状分析を行い、また、徴税吏員の力量が滞納処分に影響することを踏まえ、組織的に滞納処分を計画的に取り組む必要がある。</p> <p>⑦ 令和元年東日本台風(台風第19号)を経験してなお、部内での危機管理意識について、災害関連の対応マニュアル等、組織内で共通認識を持ち意識の醸成を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 社会経済情勢を反映させた財政推計を行うとともに、引き続き、廃止・整理統合等の事業見直しを行う。また、今後予想される財政需要を正確に把握し、各基金の積立、処分を行う。</p> <p>② 普通財産の所在、数量、現状などを正確に把握し、維持管理を適切に行う。また、売却手法については公売に限らず、随時売却も行き積極的にストック減少に取り組む。</p> <p>③ 庁舎建物・設備等の維持管理については、安全性・費用対効果を考慮し、随時修繕を行う。また、予期せぬ不具合には、速やかに対応する。</p> <p>④ 工事等発注所管部署と調整を行い、入札事務に取り組む。また、契約については、関係する部署への的確な助言指導を行うとともに、検査にあたっては、品質水準の向上を図るため、正確で厳正な検査・指導を行う。</p> <p>⑤ 税制改正等への対応、納税者への説明責任が果たせるよう、職員を研修等に派遣し、税の知識を習得させる。個人情報管理については、定期的に管理状態を確認する。</p> <p>⑥ 適切な滞納整理を組織として行えるよう、計画や手法の現状を四半期ごとに評価・検証し、情報を共有するとともに、徴税吏員のスキルアップに取り組む。また、従来手法にとらわれず、現状分析を踏まえた滞納整理を行う。</p> <p>⑦ 危機管理意識の醸成を各部署において適切な素材を用いながら随時実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 安定的な行政サービスが提供できるよう経費削減等に取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後更なる税収減少が見込まれるため、事務事業の見直しをはじめ、補助金の見直しなど歳出削減を図るべく着手した。</p> <p>② 新たに売却可能な土地一区画を選定し、一般競争入札により売却を実施したが、応札はなかった。すでに随時売却となっている町有地も含め、売却できるよう周知を図っていく。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、感染症拡大防止に有効な備品を購入・製作するなど、適切に対応している。庁舎建物・設備等の不具合については、設備の修繕を1件行った。</p> <p>④ 契約については、関係する部署への的確な助言指導を行うとともに、検査にあたっては、品質水準の向上を図るため、正確で厳正な検査・指導を行っている。</p> <p>⑤ 税制改正及び新型コロナウイルス感染症に関する条例改正については、必要な改正を行い、ホームページに掲載し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、申請者の利便性を図るため、介護保険・後期高齢者医療保険と合同で相談会を実施した。</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難になった納税者には、特例による徴収猶予を案内するなど、状況に応じ適切に対応を行っている。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により庁舎管理、窓口での接客など、必要な感染症防止対策を各部署で適切に対応している。危機管理意識の醸成を図るため、その他の災害発生時の対応など、適切な素材を用いながら随時実施していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 安定的な行政サービスが提供できるよう経費削減等に取り組んでいる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後更なる税収減少が見込まれるため、事務事業の見直しをはじめ、補助金の見直しなど歳出削減を図るべく財政課から所管課へ検討依頼を行い、予算編成を行った。今後も持続可能な財政運営を行っていく必要がある。
- ② 随時売却中である8物件のうち2物件を売却することができた。残り6物件については、全て売却できるよう価格の見直し等を行う必要がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、感染症拡大防止に有効な備品を購入・製作するなど、適切に対応してきた。また、設備の緊急修繕やコロナ対策における議場の工事、また機構改革に伴う配線等の工事を実施した。庁舎は安全性に配慮した維持管理を基本とし、新庁舎建設を踏まえ、工事内容などを考慮する必要がある。
- ④ 契約については、関係する部署への的確な助言指導を行うとともに、検査にあたっては、品質水準の向上を図るため、正確で厳正な検査・指導を行ってきた。安全管理措置の不適切による競争入札参加資格の指名停止が1件あったことから、引き続き同様な事態が生じないように指導していく必要がある。
- ⑤ 税制改正及び新型コロナウイルス感染症に関する条例改正については、課内研修を実施し、職員間の共通理解を図るとともに、必要な改正を行い、ホームページに掲載し、周知を図った。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については、申請者の利便性を図るため、介護保険・後期高齢者医療保険と合同で相談会を実施した。
- ⑥ コロナの影響により減収し納税が困難になった方で対象になる方には、特例猶予を案内した。従前より滞納がありコロナの影響を考慮しても財産調査の結果、納付可能額がある方については、滞納処分を行うなど状況に応じ適切に対応を行ってきた。引き続き、徴税吏員のスキルアップに取り組むとともに従来手法にとらわれず、現状分析を踏まえた滞納整理にも取り組む必要がある。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により庁舎管理、窓口での接客など、必要な感染症防止対策を各部署で適切に対応している。危機管理意識の醸成を図るため、その他の災害発生時の対応など、今後も適切な素材を用いながら随時実施していく必要がある。

5. 所管する施策

施策名
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
財政課	持田 一也
1. 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ① 社会情勢、経済情勢が不透明な状況の下、安定的な行政サービスが提供できる財政運営が行えるよう、財源の確保、経費削減を行う必要がある。 ② 今後更に歳出増加が見込まれる社会保障関係経費や公共施設の維持補修に対応するため、引き続き、基金の適正な管理を行っていく必要がある。 ③ 工事、業務委託などの入札及び契約において透明性、公平性、公正性、競争性を有した入札体制を堅持する必要がある。 ④ 工事や委託などについては、適正な施工による安全性及び品質を確保していく必要がある。 ⑤ 庁舎を訪れる人の利用環境及び職員の執務環境を整えるため、安全を考慮した維持管理を行っていく必要がある。 ⑥ 現在、普通財産の維持管理に継続的な経費がかかっている。自主財源の確保のためにも、引き続き未利用の普通財産の売却、有償貸付等を検討していく必要がある。 	
2. 取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 社会情勢、経済情勢を反映させた財政推計を行うとともに、引き続き廃止、整理統合等の事業見直しを行うよう各課に要請する。また、健全化判断比率や財政収支などから、財政の健全化と将来負担の適性化を図る。 ② 今後予想される財政需要を正確に把握し、各基金の積立、処分を行う。 ③ 入札執行について、各課と連携を図りながら工事内容や入札関係書類などの確認を徹底する。また、社会情勢に対応した制度の改正と継続的な見直しを行う。 ④ 工事などの適正な施工、品質の確保をするため適切な指導、助言と厳正な工事検査を行っていく。また、労働環境についても確認、指導を行う。 ⑤ 庁舎及び庁舎の各設備においては老朽化が進んでいるため、事故等の予防効果、安全性を考慮した修繕を行いながら維持管理を行う。また、予期せぬ不具合には速やかに対応する。 ⑥ 普通財産の所在、数量、現状などを正確に把握し、維持管理を適切に実施する。また、売却手続きを経て入札不調となった普通財産は、引き続き公売に付すとともに他の候補地の選定を行う。 	
3. 中間レビュー	
<ul style="list-style-type: none"> ① 令和元年度決算において、健全化判断比率は早期健全化判断基準を下回り、健全な財政運営を維持した。コロナ禍により経済状況が不透明であるため、引き続き事務事業や補助金等の見直しを行い、安定かつ効率的な財政運営に取り組む。 ② 新型コロナウイルス感染症対策や多額な町税過誤納金還付金等により財政調整基金を取り崩した。歳出の増加だけでなく、歳入の減少も見込まれるため、より一層経費削減を進め、基金の適正な管理を行う。 ③ 所管課と連携を図り工事等の内容を把握し、電子入札システムへ正確に必要な項目の入力等を行った。今後も所管課と連携を図り入札管理体制を堅持する。 ④ 9月30日までに工事8件、物品・役務6件、委託(中間検査)1件の検査を実施した。いずれも適正な施工により、品質は確保されてる。また、検査時において、労働環境の確認、指導を行った。引き続き、品質の確保に努める。 ⑤ 設備の修繕を1件実施した。今後も緊急対応での修繕を行い、安全性に配慮した庁舎及び各設備の維持管理を行う。 ⑥ 普通財産の保有情報(面積、地目等)の見直しを行い、除草など適正な維持管理を行った。また、売却可能な1筆を選定し、一般競争入札による売却を実施したが、応札はなかった。すでに随時売却となっている町有地も含め、売却できるよう周知を図る。 	

4. 最終レビュー

- ① 令和元年度決算における健全化判断比率は早期健全化判断基準を下回っているが、町税等の減収により経常収支比率が100%を超え、財政構造の硬直化がみられる状況である。令和3年度予算編成に向けた取組では、事務事業や補助金等の見直しなどを実施し、また財政課から一部の事業については見直しの検討を依頼した。町税等の増収は早期に見込めないことから、今後もあらゆる点から見直しを行い、持続可能な財政運営を行っていく必要がある。
- ② 町税等の減収により財政調整基金を取り崩す状況であるが、公共施設の老朽化対応、新庁舎建設に向けた公共施設等整備基金に積み立てることができた。今後の財政需要を的確に把握し引き続き適切な管理を行っていく。
- ③ 各種入札書類等を確認し、正確に電子入札システムへ登録し、公平公正な入札事務を行った。今後は品確法の改正を踏まえた発注関係事務に取り組むため、最低制限価格の設定など入札制度の見直しを行っていく。
- ④ 工事等完成検査については、施工水準、品質の確保等に向け、厳正な検査を実施した。安全管理措置の不適切による競争入札参加資格の指名停止が1件あったことから、同じような事態が生じないように引き続き指導していく必要がある。
- ⑤ 設備の緊急修繕やコロナ対策における議場の工事、また機構改革に伴う配線等の工事を実施した。老朽化している庁舎は安全性に配慮した維持管理を基本としつつ、将来における新庁舎建設を踏まえ、工事内容などを考慮する必要がある。
- ⑥ 随時売却中である8物件のうち2物件を売却することができた。残り6物件については、自主財源確保のため、すべて売却できるよう価格等の見直しの検討を行っていく必要がある。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
税務課	宮永 健一
1. 現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ① 自主財源の確保に向け、基本である公正・公平・適正で効率的な課税に取り組む必要がある。 ② 税制改正等への対応について、正確に内容を把握し、改正内容をわかりやすく周知していく必要がある。 ③ 課税業務に不可欠である電算システムについて、適正な状態を維持する必要がある。 ④ 審査請求や課税額に関する問い合わせについて、適切に対応する必要がある。 ⑤ 個人情報の取り扱いについて、適切な管理保護に取り組む必要がある。 ⑥ 危機管理の取り組みとして、課内で災害対応の共通認識を持ち、意識の醸成を図る必要がある。 	
2. 取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ① 課税対象者を的確に把握し、適正な課税資料の収集を図る。課員一人ひとりが税務行政へのプロ意識を持ち、法令を遵守し業務に取り組めるよう、各種研修会等に積極的に参加し、税務知識の習得及び自己の資質向上に努める。 ② 毎年実施される税制改正の内容を正確に理解し、課内での共通認識を図る。改正内容についてホームページを活用して周知を図る。 ③ 電算システムについて、税制改正事項や各種課税情報等が適正に反映・処理されているか確認を行い、課税誤り等の未然防止に取り組む。 ④ 納税者からの審査請求や納税通知書に関する問い合わせ等に対し、説明責任を果たすため、税務専門用語の多用を避けるなど丁寧でわかりやすい説明を意識し、納税者への配慮に取り組む。 ⑤ 課税事務で扱う個人情報等については、情報セキュリティポリシーを遵守し、厳格な管理保護に努める。他課での課税状況の取り扱いについての確認を継続して実施する。 ⑥ 災害時を想定し、所管している事務事業への影響について検証し、行動指針を作成する。罹災証明書の発行等に関する研修会に積極的に参加し、知識を深め資質の向上を図る。 	
3. 中間レビュー	
<ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、研修会の中止により参加する機会は減ったが、経験値のある職員から課内研修を実施し職員間の共通理解を図った。研修会が開催される場合は積極的に参加し、資質向上に努めていく。 ② 税制改正及び新型コロナウイルス感染症に関する条例改正についてホームページに掲載し周知を図った。新型コロナウイルス感染の影響による国民健康保険税の減免については、申請の利便性を図るため、介護保険・後期高齢者医療保険と合同で相談会を実施した。 ③ 電算システムについては、税制改正への対応、正確な賦課算定、入力データの反映状況等を含め、改正箇所が適正に反映されていることを確認した。 ④ 異議申し立て及び審査請求の申し出はなかった。納税通知書発送後の税額に関する問い合わせ等に対し、わかりやすく丁寧な説明を行った。引き続き、納税者へ説明責任を果たしていく。 ⑤ 個人情報の取り扱いについては、情報漏洩防止に対し課内で情報共有を徹底し、紙媒体及び端末内データの管理保護に取り組んだ。 ⑥ 危機管理の取り組みとして、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し係員全員が手書き申告できるよう取り組んでいる。資産税係では災害時の行動マニュアル、罹災証明の交付要綱を作成中である。 	

4. 最終レビュー

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、研修会の中止や参加見送りになってしまったが、係ごとに経験値のある職員から研修を実施し職員間の共通理解を図った。
- ② 税制改正に関する事項については、課内研修を実施し職員間の共通理解を図るとともに、改正内容をホームページに掲載し周知を図った。また、新型コロナウイルス感染の影響による国民健康保険税の減免については、申請者の利便性を図るため、介護保険・後期高齢者医療保険と合同で相談会を行った。
- ③ 電算システムについては、税制改正箇所や各種課税情報等が適切に反映・処理されていることを確認した。引き続き稼働システムの点検、保管データの安全性の確認を行い正確性を確保する。
- ④ 税額に関する問い合わせに対し、わかりやすく丁寧な説明を行った。引き続き公平・公正・適正業務に取り組み、納税者への説明責任を果たしていく。
- ⑤ 個人情報の取り扱いについては、紙媒体及び端末内データの管理保護、情報漏洩防止等に対し、課内での情報共有を図った。
- ⑥ 危機管理の取り組みについては、町民税・諸税係では災害時のシステムダウンを想定し係員全員が手書き申告できるよう取り組んだ。資産税係では被災認定実地研修会に参加したほか、被災市への視察研修を行い資質の向上を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
収納課	高橋 直樹
1. 現状と課題	
<p>① 引き続き町税等の滞納額の圧縮を図るため、滞納整理を計画的に進めていく必要がある。また、滞納整理を適切に行うため計画や手法の現状分析を行い、組織的に取り組む必要がある。</p> <p>② 町税等の納期内納付を推進するため、収納が確実な口座振替の利用拡大に取り組む必要がある。</p> <p>③ 滞納者に対する納税催告は、郵便、電話、訪問により行っているが、新たにショートメッセージサービスを利用し、効果的な納税催告を行う必要がある。</p> <p>④ 住民登録を残したまま転出するなど、居住実態不明の滞納者が多く、滞納整理の妨げとなっている。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済の普及とともに、納税者の納税環境を整備する必要がある。</p> <p>⑥ 危機管理の取り組みとして、災害発生後の業務対応マニュアルの作成と、継続的な検証を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 滞納者の財産調査、生活状況調査、納税相談等を計画的に行い、その結果を踏まえた差押え処分、執行停止等を適切に行い、滞納額の圧縮を図る。また、適切な滞納整理を組織的に行えるよう、計画や手法の現状を四半期ごとに評価、検証し、業務手法の共有を図るとともにスキルアップに取り組む。</p> <p>② 引き続き、納税通知書に口座振替申請書を同封するとともに、窓口での勧奨等による口座振替の推進を図る。また、納期内納付を推進するため、広報紙やホームページ等により啓発を図る。</p> <p>③ 携帯電話のショートメッセージサービスを利用した納税催告を行い、過年度分の滞納に対して催告の効果を高め納付につなげる。</p> <p>④ 滞納者の居住の有無を把握するため、居住実態調査や入管等関係機関への照会を引き続き実施し、その結果を受け、職権消除依頼など関係課との連絡調整を行う。</p> <p>⑤ キャッシュレス決済に対応するため、スマートフォンアプリによる電子マネー納付を導入する。</p> <p>⑥ 危機管理の取り組みとして、徴収猶予など災害発生後の想定できる業務対応マニュアルを具体的に定める。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① コロナ禍の影響により減収し、納税が困難になった納税者については、特例による徴収猶予を案内している。職員が窓口対応などを的確に行えるようにするため課内でのOJTを実施した。また、預貯金の差押えについては、事前確認を行い、コロナの影響を考慮し適切に遂行している。</p> <p>② 引き続きハガキタイプの口座振替申込書を関係各課に設置するとともに保険証発送時に口座振替勧奨チラシの同封により勧奨を図った。納税通知や給与差押終了時にも口座振替申込書の同封を行っている。</p> <p>③ 携帯電話のショートメッセージサービスによる納税催告について、7月の過年度催告分について、町外に転出している携帯電話番号把握者に対して実施し、約17%の方からの返信や納付があった。引き続き反応の良い過年度分を中心にショートメッセージサービスによる催告を実施していく。</p> <p>④ コロナ禍であるため、居住実態把握のための現地訪問時には感染防止を行い実施している。入管調査や他市町村への転出者は、当該自治体等への文書による居住実態の確認により対応している。</p> <p>⑤ 電子マネーによる納付については、金融機関と調整し現状で対応可能な一部の電子マネーについて導入した。</p> <p>⑥ 危機管理の取組としての徴収猶予については、コロナ禍に伴い急遽対応するため取扱い手順など定め対応している。引き続き、その他の災害発生後の想定できる対応を整備していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① コロナの影響により減収し納税が困難になった方で対象になる方には、特例猶予を案内した。従前より滞納がありコロナの影響を考慮しても財産調査の結果、納付可能額がある方については、滞納処分を行った。
- ② 納税通知書など通知発送時には、口座振替申込書を同封などにより約900件の新規申込を受けることができた。引き続き各種通知への導入や窓口を設置し加入勧奨を行う。
- ③ 通常の催告時にショートメッセージサービスによる催告を追加送付するほか、例年1月に行う催告を12月ボーナス時期に年末窓口の案内通知に併せて約1900通を送付し納付勧奨を行った。引き続き送付可能な電話番号にショートメッセージサービスを行い納税相談来庁勧奨及び納付勧奨を行う。
- ④ 他市町村転出者については、転出先自治体への照会により調査を行ったほか、町内で居住不明者については現地調査を行い確認を行った。引き続き居住実態の確認を行的確な行政手続きを行う。
- ⑤ 指定金融機関が取扱い可能な電子マネーのうち2種類の導入を行い約1500件の利用があった。引き続き利用度が高く導入可能な電子マネーの調査を行い納税環境を整備していく。
- ⑥ コロナ禍により納付困難になった方の徴収猶予については、手順書に従い対応した。猶予期間満了日が近づいた方には納付勧奨通知を送付し、納付漏れがないように案内を行った。引き続きコロナの影響により納付が困難な方について、納税相談などを行い対応していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ1 効率的・効果的な行財政運営	徴收費

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
健康福祉部	笠松 智広
1. 現状と課題	
<p>① 福祉ニーズの多様化・複雑化や地域コミュニティーの希薄化が進む中で、複雑かつ複合的な課題を抱える世帯等に対して、関係部署間の横断的な連携体制を構築する必要がある。</p> <p>② 民生委員児童委員については、令和元年12月に一斉改選が行われ、新任委員が多くなったことから、活動に支障がでないよう支援を行う必要がある。</p> <p>③ 高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活を送れるよう、ニーズの変化を捉え、時代に合ったサービスを提供する必要がある。</p> <p>④ 高齢者の社会参加を促し、健康寿命の延伸、社会保障費の抑制を図るため、高齢者が地域で活躍できるよう、住民による自主的な活動の支援や人材を育成する必要がある。</p> <p>⑤ 少子化対策と同時に孤立した子育てを防ぐために、妊娠から出産、産後にわたる切れ目のない子育て支援に取り組む必要がある。</p> <p>⑥ がんの早期発見、早期治療に結びつけられるよう、各種がん検診の啓発と受診率の向上を図り、がん対策を進める必要がある。</p> <p>⑦ 町民ニーズに応えられる医療サービスの提供体制を構築するため、医師会、歯科医師会など関係機関と連携することが必要である。</p> <p>⑧ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活困窮、介護、子育て等の問題を抱えた世帯等の相談を受け、関係部署間で連携し、継続した支援が行えるよう体制の整備に取り組む。</p> <p>② 活動に対する不安等を取り除き、地域の問題や支援に積極的に取り組めるよう、気軽に相談できる体制や県、郡等の実施する研修に参加できるよう環境の整備に取り組む。</p> <p>③ 高齢者サービスの利用状況等を検証し、時々のニーズを捉え、先進事例等を参考にサービスの調査研究に取り組む。</p> <p>④ 住民の自主グループやシルバー人材センター等への活動支援とともに、関係機関と連携し、介護支援ボランティア等の人材の育成に取り組む。</p> <p>⑤ 母子保健関連サービスの推進を図るとともに、子育て世代包括支援センターを開設し、円滑で効果的な支援を行うための体制整備に取り組む。</p> <p>⑥ がん検診の受診機会の拡大による受診率の向上及び精密検査受診率の向上を図り、がんの早期発見、早期治療に取り組む。</p> <p>⑦ 町民ニーズを把握し、医師会、歯科医師会等、関係機関と連携し医療体制の整備に取り組む。</p> <p>⑧ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、正確な情報発信と予防啓発等に関係機関、関係部署と連携し取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 関係部署間で連携し、様々な問題を抱えた世帯等の相談を受けている。今後も、連携して相談を受け、継続した支援が行えるよう体制の整備に取り組む。</p> <p>② 新任委員を対象とした群馬県主催の研修会に参加し、委員のスキル向上を図ることができた。今後も引き続き、委員が安心して活動できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行うとともにいつでも気軽に相談ができる環境を整えていく。</p> <p>③ 高齢者サービスについては、常に先進事例等を参考にサービスの調査、検討を実施している。令和2年度は、特にデマンド交通事業のドア・ツー・ドアの令和3年度の実施に向け検討を行っている。</p> <p>④ 自主グループや人材センター等には活動支援を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等が実施できず介護支援ボランティア等の人材育成が図られていない。下半期は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、研修等を実施する。</p>	

- ⑤ 6月に子育て世代包括支援センターを開設し、関係機関にリーフレットを配布し事業の周知を行うとともに支援会議を定期的実施し支援体制の整備を進めた。下半期についても関係機関との情報共有を行いながら支援対象者のサポートを行う。
- ⑥ 受診機会の拡大による受診率の向上については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りながら、安全安心ながん検診を実施するために受入れ人数を調整したことから、受診率の向上を図ることが難しい状況となった。精密検査該当者に対しては、精密検査の必要性を伝え受診勧奨を行った。下半期についても引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながん検診を実施するとともに、精密検査の受診勧奨を行う。
- ⑦ 医療体制の整備について上半期は、新型コロナウイルス感染症対策として、医師会と連携を図りPCR検査を円滑に進めるため、館林地域・外来検査センターの開設とともに職員の派遣を行った。下半期についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図り、関係機関で情報共有するとともに医師会や歯科医師会等と連携し、医療体制が維持されるよう取り組む。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予防啓発、相談機関への紹介、チラシの配布や広報紙、町ホームページ、ツイッター等で情報発信を行った。下半期も引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を確認しながら効果的な情報発信を行い拡大防止と予防啓発に取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 関係部署間で連携し、様々な問題を抱えた世帯等の相談を受けた。今後も、連携して相談を受け、継続した支援が行えるよう取り組む。
- ② 大部分の研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、研修資料の配付等により委員のスキル向上を図った。また、研修会が中止になったことや新型コロナウイルス感染症等、活動の際の不安を取り除き安心して活動できるよう、いつでも気軽に相談ができる環境を整えた。
- ③ 高齢者等デマンド交通事業については、令和3年度よりドア・ツー・ドア方式による運行を開始する。また、町全体の公共交通のあり方については、引き続き関係部署と連携して調査研究を行うとともに、高齢者サービスについては、引き続き先進事例等を参考にサービスの調査、検討を行う。
- ④ 地域包括支援センターにおいて、感染症予防対策をとりながら介護予防教室や初級の介護予防サポーターの養成講座を行ったが、令和3年1月に再度、町独自の緊急事態宣言が発出されたため、それ以後の事業は全て中止となり、介護予防自主グループの活動についても、活動はほとんど行えなかった状況であり、人材育成は図られなかった。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら人材育成支援に努める。
- ⑤ 子育て世代包括支援センターの開設後から、妊娠中からの支援対象者の抽出、支援会議を実施し、関係機関と情報共有を進め連携し支援対象者のサポートを実施した。
- ⑥ 受診機会の拡大による受診率の向上については、新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、中止することなく予定の日数で実施することができた。しかし、感染拡大防止対策を図りながら、安全安心ながん検診を実施するために受入れ人数を調整をしたことから、受診率の向上を図ることができなかった。精密検査該当者に対しては、個別に受診勧奨を行った。
- ⑦ 医療体制の整備については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、館林地域・外来検査センターの運営と職員の派遣を継続した。また、関係機関と新型コロナウイルス感染症の情報を共有するとともに医師会や歯科医師会等と連携し、安全な受診体制が維持できるよう取り組んだ。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染状況の動向を確認しながら、町独自の緊急事態の発出、町ホームページ、SNS等での情報発信、企業等への訪問など、保健所や医療機関と協力し感染拡大防止に向けた啓発を随時行った。さらに、医師会や近隣市町と連携しながら新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備を進めた。

5. 所管する施策

	施策名
IV1	地域福祉の充実
IV3	障害者福祉の充実
IV4	高齢者福祉の充実
IV5	医療体制と保険制度の充実
IV6	健康の保持増進

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
福祉課	酒井 清
1. 現状と課題	
<p>① 第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画については引き続き、計画の周知啓発を行うとともに第3年次となり計画期間の中間年であるため、効果についての検証手法の検討を行う必要がある。</p> <p>② 民生委員・児童委員については、令和元年度に一斉改選が行われ、委員が新しくなったことから、活動に支障を来さないようにするとともに、委員のスキルを上げるための支援をする必要がある。</p> <p>③ 「第五次障害者基本計画」並びに「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」については、最終年度であることから、適切に進行管理を行うとともに、次期計画策定に向けた準備を滞りなく進めなくてはならない。</p> <p>④ 障害者差別解消や虐待防止に向けて、障害に対する知識の浸透を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 社会福祉協議会と連携し、イベントなどの機会を通じて計画を周知啓発するとともに、町民の地域福祉に対する意向や現状がどのように変化しているかを効果的に把握できる手法を検討する。</p> <p>② 民生委員・児童委員定例会時に、民生委員の役割や関係制度など情報共有を図り、委員活動に対する問題や不安を取り除くため、県や郡の研修会に参加できるよう環境を整える。</p> <p>③ 現行計画の評価及び現状分析を行い、広く意見を取り入れ次期計画を策定する。</p> <p>④ 障害福祉に対する関心と理解を深めるため、講演会開催や福祉ショップの充実などにより積極的な啓発を行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等が開催できない状況であったが、今後は、社会福祉協議会と連携し感染症の状況を見つつ、予防対策を行いながら、各団体の会議体での周知を行うとともに地域福祉に対する意向並びに現状把握を行う。また、次期計画(第三次)の策定に向けた住民アンケートを令和3年度に実施するため準備を遅滞なく進める。</p> <p>② 民生委員・児童委員の研修については、新任委員を対象とした群馬県主催の研修会が開催され、委員のスキル向上に繋がった。今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況、予防対策を万全に整え、委員が安心して活動できるよう環境を整備するとともに、群馬県と邑楽郡と情報共有し委員活動の不安を取り除くため、研修会に参加し委員のスキル向上を図る。</p> <p>③ 現行計画の評価については、関係各課に対して令和2年6月に実施し、7月には障害者の団体(保護者)に対してヒアリング調査を行った。次期計画策定に向け、令和2年8月に第1回目の第六次障害者基本計画等策定委員会を立ち上げ、令和2年1月に実施したアンケート調査結果の概要説明を実施し、10月には第2回目の策定委員会を開催し、ヒアリングの調査結果とアンケート調査結果を盛り込んだ素案を提示し協議を行った。今後は、11月～12月にかけてパブリックコメントを行うとともに計画策定に向け遅滞なく取り組んでいく。</p> <p>④ 手話言語条例に基づいた手話とろう者に対する理解を深めるための啓発イベントの開催を準備しているが、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し開催の可否について判断をする必要がある。また、福祉ショップについては、毎月定期的に開催したが、今後も、障害者就労施設等を知ってもらうことや取り組んでいる業務内容を福祉ショップだけではなく町ホームページ等で紹介をしていき、障害者の工賃向上を目的に、開催をしていく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、イベントや会議が中止となり、計画の周知や地域福祉に関する現状把握等を行うことができなかった。また、次期計画(第三次)の策定に向けた住民アンケートについては、実施に向けた準備を滞りなく進めることができた。
- ② 予定されていた群馬県や邑楽郡の民生委員・児童委員研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、群馬県からの関係資料の送付があり委員に配布することで委員のスキル向上に繋がった。
- ③ 住民・障害者等に実施したアンケート調査や障害者の団体(保護者)に対するヒアリング調査、関係各課における現行計画の評価結果を基に、第六次大泉町障害者基本計画等策定委員会にて協議を行い、計画素案を作成しパブリックコメントを実施した。その結果を障害者基本計画等策定委員会において報告し了承され、予定通り計画策定に繋げることができた。
- ④ 手話言語条例に基づいた手話とろう者に対する理解を深めるための啓発イベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止を決定したが、団体と協議し手話を普及啓発するパンフレットを作成し、町内小中学校及び町内障害福祉施設、公共施設に配布した。また、福祉ショップについては感染拡大防止のため、3ヶ月間中止としたが開催時は授産品の販売だけでなく障害者就労施設等についての周知をすることで障害福祉に対する関心・理解が深まるよう取り組むことができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV1 地域福祉の充実	福祉タクシー使用料補助事業
	子ども食堂事業
IV3 障害者福祉の充実	日中一時支援事業(サービスステーション事業)
	地域生活支援事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
高齢介護課	宮永 和枝
1. 現状と課題	
<p>① 現行の第7期高齢者保健福祉計画が令和2年度が最終年度となるため、国の動向を踏まえつつ、現行計画の検証を行い、将来の高齢化の進行を見据えながら、次期計画の策定を行う必要がある。</p> <p>② 高齢者が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けられるよう、各種高齢福祉サービスを提供しているが、高齢化の進行に伴い、世帯状況やニーズも変化しているため、時代に合ったサービスが提供できるよう、事業内容について検討していかなければならない。</p> <p>③ 高齢者の健康寿命の延伸を推進し、増大する社会保障費の抑制を図るため、高齢者の社会参加を促し地域で活躍できるよう、地域住民による自主的な活動を支援する必要がある。</p> <p>④ 持続可能な介護保険制度とするため、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた施策について、自治体の実施状況等を評価する仕組みが制度化されたため、それに向け、地域包括支援センターや関係機関と連携し、取り組んでいく必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 3年間の高齢者の増加や介護サービスの必要量等の推計のみならず、要介護者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを盛り込みつつ、国の制度改革の動向を見据えながら、令和元年度に実施したアンケート調査の結果を元に、令和3年度から令和5年度までの次期高齢者保健福祉計画を策定する。</p> <p>② 現行の高齢福祉サービスについて利用状況等を検証し、先進事例等を参考にしながら見直しを検討する。また、高齢者の移動支援であるデマンド交通事業については、ドア・ツー・ドア方式の導入に取り組むとともに、町全体としての公共交通のあり方について、引き続き関係部署等と連携し、調査研究を行う。</p> <p>③ 住民自らが介護予防に取り組み、健康寿命の延伸が図れるよう、自主グループの活動やシルバー人材センター等の活動を支援しつつ、地域包括支援センターと連携し、地域支援の担い手となる介護支援ボランティアや介護予防・認知症サポーター等の人材を育成する。</p> <p>④ 高齢者が安心して老後が送れるよう、持続可能な介護保険制度とするため、地域包括支援センターや多職種による専門職等で構成された地域ケア会議を開催し、高齢者の自立支援等に向けた施策等について取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 次期高齢者保健福祉計画の策定業者の選定を行い、策定に着手した。令和2年8月に第1回の策定委員会を立ち上げ、委員会の役割や令和元年度で実施したアンケート調査結果の概要について説明した。下期は、策定委員会において素案についての意見聴取を行い、11月～12月にかけてパブリックコメントを行うとともに、サービスの見込み量及び保険料の推計し、令和3年3月定例会に条例改正を上程できるよう、計画の策定に取り組んでいく。</p> <p>② 高齢福祉サービスについては、利用状況等や先進地の事例を参考に、見直せるような事業について検討を行っている。また、デマンド交通事業については、既にドア・ツー・ドアを実施している太田市に状況を伺い、本町の事業手法について検討を行った。今後は、令和3年度の実施に向け、内部の意思決定や交通会議での協議を調えられるよう、準備を進めていく。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響で、介護予防自主グループの活動が一部行えずにいるが、地域包括支援センターにおいて、社会福祉協議会の広報紙にクイズなどを掲載し、介護予防の脳トレーニングの一助となるよう少しずつ取組を実施している。下半期は感染症の状況を見つつ、予防対策を行いながら、介護予防等の事業を実施する。</p> <p>④ 2か月に一度開催しているケアマネジャーの連絡会議については、新型コロナウイルス感染症の影響で5月は開催できなかったが、7月から予防対策として少人数による開催方法により実施始めた。今後も予防対策を行いつつ、高齢者の自立に向けた支援についての検討が行えるよう、10月と令和3年2月に予定している地域ケア会議の開催に向け、地域包括支援センターとともに取り組む。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 第8期高齢者保健福祉計画の素案について11月～12月にかけてパブリックコメントを実施し、町民から意見をいただき、策定委員会での協議を経て、介護保険サービスの見込量等を追加した最終的な計画書を介護保険運営協議会に諮問し、答申を得た。令和3年3月定例会に介護保険料にかかる介護保険条例の改正を上程・議決となり、新しい計画書の策定が終了した。
- ② 高齢者等デマンド交通事業について、内部意思決定後、公共交通に諮り、会議での了承を得て令和3年度からドア・ツー・ドア方式による運行開始が決定した。町民への周知として、2月号の広報紙にドア・ツー・ドア方式の運行が開始となる記事を掲載するとともに、店舗や医療機関等の乗降所に対しポスター掲示を依頼した。また、町全体の公共交通のあり方については、令和3年度に都市整備課においてニーズ調査を実施するため、引き続き関係部署と連携して調査研究を行う。
- ③ 緊急事態宣言が解除となり、感染症予防対策をとりながら地域包括支援センターにおいて、介護予防教室や初級の介護予防サポーターの養成講座を行ったが、令和3年1月に再度、町独自の緊急事態宣言が発出されたため、1月～3月までの事業は全て中止した。また、介護予防自主グループの活動についても、グループにより活動状況にばらつきがあり、総じて令和2年度の活動はほとんど行えなかった。
- ④ 2か月に1度開催しているケアマネジャー連絡会議は7月～11月の3回、感染症予防対策として少人数に分けて実施したが、1月と3月については、町独自の緊急事態宣言が発出されたため中止となった。地域ケア会議については、高齢者の自立支援型の地域ケア会議は10月に開催したが、感染症の影響により各地域の関係者を集めての全体的な地域ケア会議の開催は実施出来なかった。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV4 高齢者福祉の充実	緊急通報装置貸与事業
	特殊詐欺等対策機器貸与事業
	高齢者デマンド交通事業
	避難行動要支援者対策事業
	介護予防推進事業
IV5 医療体制と保険制度の充実	任意事業費
	認知症総合支援事業費

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
健康づくり課	長谷川 則雄
1. 現状と課題	
<p>① 生活習慣病は自覚症状を感じにくいことから、治療が遅れ、重症化しやすい傾向がある。健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の実践をするための効果的な指導や周知・啓発を行わなければならない。</p> <p>② 核家族化などにより、家族の支援が受けられずに孤立し不安を抱えたままの子育てを防ぐため、妊娠から出産、産後にわたる切れ目のない子育ての支援に取り組まなければならない。</p> <p>③ 死亡率の高いがんを早期発見し、適切な治療に結びつけられるよう、がんに関する知識の普及と啓発を図るとともに、各種がん検診の受診率を向上させ、がん対策を推進しなければならない。</p> <p>④ 各種感染症の蔓延を防ぐために、予防接種の正しい知識の普及と啓発を行い、接種率を向上させる必要がある。特に令和元年度に法定化された大人の風しんの予防接種については、妊婦やその家族などの風しんの発生を防ぐため、抗体検査受診率と接種率の向上を図らなければならない。</p> <p>⑤ 利用者の利便性に配慮した活動場所を提供するための日常的な施設管理と、災害時における避難者を受け入れるための整備が必要である。</p> <p>⑥ 少子高齢化が進む中で、限られた医療資源を効率的・効果的に活用し、医師会や歯科医師会を始めとする関係機関と連携しながら、各世代に対する医療サービスの提供体制を構築する必要がある。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の実践については、生活習慣病のひとつである糖尿病に重点を置き、特定健診や健康教育を通じて、糖尿病の予防及び症状のコントロールを啓発するとともに、生活習慣の改善ができる町民を増やす。また、糖尿病の重症化予防や糖尿病の合併症である腎臓病の予防に向け、リスクの高い町民に対して保健指導を強化する。</p> <p>② 切れ目のない子育ての支援については、従来の母子保健に関するサービスの推進を図るとともに、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、子育てに不安を持つ支援対象者に対して、円滑で効果的な支援を行うための体制を整備する。</p> <p>③ がん対策の推進については、がん検診の受診機会の拡大を図り受診率向上に努めるとともに、精密検査受診率向上のための啓発を行い、がんの早期発見・早期治療の推進を図る。</p> <p>④ 予防接種率の向上については、接種時期における個別通知による案内やけんしん時などを利用した接種勧奨を行う。特に大人の風しん抗体検査及び予防接種の対象者については、接種勧奨のための啓発を強化する。また、医療機関と連携して、抗体検査受診率及び予防接種率の向上を図る。</p> <p>⑤ 施設管理については、利用者の利便性と安全を確保するため、定期的に点検を行い修繕が必要な場合は迅速に対応する。また、災害時の避難者受入れに備え、施設内の備品などを整備する。</p> <p>⑥ 医療サービスの提供体制の構築については、町民ニーズを把握するとともに、医師会や歯科医師会及び関係する医療機関と連携して、町民ニーズに対応した医療の整備に取り組む。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、正確な情報発信と予防啓発等に関係機関、関係部署と連携し取り組む。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の実践については、糖尿病の重症化した患者の支援として、スムーズで適切な医療が受けられるよう1市5町で担当者会議を開催し、対応マニュアルの作成を行い、重症化予防対策に係る体制整備を行った。下半期については、対応マニュアルに従い、該当者への保健指導を実施していく。</p> <p>② 切れ目のない子育ての支援については、6月に子育て世代包括支援センターを開設し、関係機関にリーフレット配布し事業の周知を行った。また、妊娠届出時に妊婦に対してアンケートを行い、アセスメントにて支援対象者を抽出し、支援会議を定期的実施することにより支援体制の整備を進めた。下半期についても関係機関との情報共有を行いながら支援対象者のサポートを行う。</p> <p>③ がん対策の推進については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りながら、がん検診の受入れ人数を調整し、安全安心ながん検診を実施した。また、精密検査該当者に対して、精密検査の必要性を伝え受診勧奨を行った。下半期についても新型コロナ感染症対策を行いながらがん検診を実施するとともに、精密検査の受診勧奨を継続する。</p>	

- ④ 予防接種率の向上については、大人の風しん抗体検査及び予防接種の受診勧奨として、令和元年度の未受診者に対して通知を発送し、勧奨を行った。また、商工会の協力をいただき、会員にむけて勧奨チラシを配付し、啓発を行った。下半期も引き続き接種率向上に向けた周知と啓発を行う。
- ⑤ 施設管理については、利用者の便宜を図るため、非常用照明器具取替、非常放送設備修繕、社協棟ドアクローザー、社協棟女子トイレ床修繕を行った。また、下半期についても適切な施設管理を行い必要に応じて修繕を行う。
- ⑥ 医療サービスの提供体制の構築については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、群馬県や医師会、関係機関との地域対策会議をとおして情報の共有を行った。また、医師会と連携を図りPCR検査を円滑に進めるため、館林地域・外来検査センターに職員の派遣を行っている。下半期については、関係機関との新型コロナウイルス感染症のについての情報を共有しながら、医師会や歯科医師会等と連携してコロナ禍における医療サービスの提供に向けた取り組みをする。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の予防についての啓発や、感染の可能性がある場合の相談機関への紹介等、チラシの配布や町ホームページ、ツイッター等で情報発信を行った。下半期も引き続き新型コロナウイルスの感染状況を確認しながら効果的な情報発信を行い予防啓発に取り組む。

4. 最終レビュー

- ① 生活習慣病の予防と健康的な生活習慣の実践については、特に糖尿病に焦点をあて、1市5町で保健事業検討会を行い、群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づき、館林市邑楽郡医師会管内1市5町版を作成した。また、県プログラムの基準に沿って抽出された対象者に医療機関への受診勧奨を行った。
- ② 切れ目のない子育ての支援については、子育て世代包括支援センターの設立後、支援体制の整備を行い、妊娠中からの支援対象者の抽出、支援会議の開催と事業を進め、関係機関との連携した対象者への支援を行った。
- ③ がん対策の推進については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた上で、中止することなく予定どおりの日数で検診を実施しがん検診の受診機会を確保した。また、精密検査該当者に対して個別に受診勧奨を行い、早期発見・早期治療の推進を図った。さらに、新規事業として若年がん患者の在宅療養費補助やがん患者の医療用ウィッグ等購入費補助を行うための準備を行った。
- ④ 予防接種率の向上については、定期の予防接種に関して、年間をとおして個別通知による案内やけんしん時などを利用した接種勧奨を行った。特に大人の風しんについては、2回の広報による啓発や勧奨チラシの配布や掲示の他、商工会、医療機関との連携した周知を行い、令和2年度よりも抗体検査の受検率及び予防接種の接種率を向上させることができた。
- ⑤ 施設管理については、施設管理については、年間をとおして当初予定していた修繕を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、カウンターや使用した研修室の消毒を徹底して行った。また、災害時に備え寝具を補充した。
- ⑥ 医療サービスの提供体制の構築については、医師会や歯科医師会等と新型コロナウイルス感染症の情報を共有を図りながら安全な受診体制の構築を図った。また、館林地域・外来検査センターへ職員の派遣を継続しながら、医師会や近隣市町と連携して新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備を進めた。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の予防については、新型コロナウイルスの感染状況の動向を確認しながら、ホームページ、ツイッター等での感染拡大防止に向けた啓発を行うとともに、保健所や医療機関と協力して感染リスクを抑えるための情報を発信した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV6 健康の保持増進	結核予防事業
	がん検診事業
	乳児家庭全戸訪問事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
住民経済部	石川 肇
1. 現状と課題	
<p>① すべての住民サービスの基となる住民基本台帳について、実態に即した住民基本台帳の整備が必要である。また、行政サービスにおける活用機会の拡大が見込まれるマイナンバーカードの更なる普及を促進する必要がある。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会環境の変化等による生活不安やストレスが要因となりドメスティックバイオレンス等の深刻化が懸念される。</p> <p>② 国民健康保険制度の効率的な運営を行うとともに、被保険者の健康の維持増進及び医療費の抑制、適正化に向けて取り組む必要がある。</p> <p>③ ものづくりのまちとして発展してきた町の強みを生かし、積極的な企業誘致に取り組む必要がある。商工業振興では、新型コロナウイルス感染症対策として事業継続支援を図る必要がある。魅力ある観光地づくりに取り組むことで観光振興を図り、町内経済の活性化につなげていく必要がある。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、勤労者の雇用環境の維持・改善や、あらゆる人に向けた就業機会の拡大を図る取り組みを行う必要がある。</p> <p>⑤ 農業振興については、効率的な農業生産に向けた基盤整備を推進するとともに、関係機関と連携した支援により、安定した農業経営の確立に向けて取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 手続きについての周知や実態調査を行い、住民登録の正確性を高める。また、マイナンバーカードの円滑な交付に向けた体制を構築する。社会環境の変化による影響について、ドメスティックバイオレンスと子どもの虐待は関連性があり、関係機関及び各部署と連携し、予防・防止に努める必要がある。</p> <p>② 国民健康保険制度については、将来の財政負担を踏まえつつ、関係機関等と連携しながら、保険税水準の統一に向けた情報共有を行う。また、特定健康診査等の受診や人間ドックの利用を促進するため、効果的な周知啓発方法を検討する。</p> <p>③ 企業誘致については、企業訪問や企業が集まるイベント時等にPRを行う。新型コロナウイルス感染症対策として、関係機関と連携しながら事業者のニーズを把握し、それに応じた支援策を講じる必要がある。観光振興については、既存事業の効果的な実施方法の検討や、官学連携した特産品の開発等を図る。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、企業における福利厚生制度の充実を支援するとともに、働く女性の雇用環境の改善や、新たな雇用を創出するための取り組みを行う事業者への支援を行う。</p> <p>⑤ 農業基盤整備として、用排水路・農道等の適切な維持管理を行うことに加え、効率的なほ場整備を促進する。また、農地の集約を図り、認定新規就農者の育成確保を図る。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、手続きについては、案内文の掲示や外国人住民に対し個別に案内を行い周知を図っている。実態調査についても現地調査の実施に向け準備を行っている。また、マイナンバーカードの円滑な交付に向け、下半期も職員の資質向上に取り組む。ドメスティックバイオレンスと子どもの虐待は関連性があることから、引き続き関係機関及び各部署と情報の共有を図り連携していく。</p> <p>② 県及び各市町村、関係機関と連携し、県内における保険税水準の統一に向けて情報共有並びに協議・検討を行ってきた。引き続き解決しなければならない諸課題について、協議、検討を行っていく。特定健康診査等の受診及び人間ドックの利用促進のため、広報紙やホームページ等により周知啓発を行った。引き続き受診及び利用の促進が図れるよう周知啓発方法について検討していく。</p> <p>③ 企業誘致については新型コロナウイルス感染症に十分留意し、情報収集を行うよう課員に指示した。引き続き情報収集に努めるとともに新たなPR方法について調査研究を図る。新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所に対して国や県の情報提供を実施するとともに営業継続支援金など町独自の各種支援策を講じた。今後も情報収集に努めるとともに支援施策の検討を行う。観光振興については、特産品開発に向け大泉高等学校と意見交換を行った。今後は、特産品の販売に向けて事業者と意見交換を行う。</p> <p>④ 各種奨励金を事業者へ周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、雇用安定のための助成金を交付した。今後も、引き続き各種制度の周知を図り、雇用環境の安定、拡大に努める。</p> <p>⑤ 農業従事者からの要望等の収集に基づいた用排水路の補修工事の実施や、農地中間管理事業を活用した農地の集約を進めた。また、新たな認定農業者、認定新規就農者も確保できた。今後も、認定者への継続的な支援を行うとともに、農業従事者に対し、効率的なほ場整備を働きかけていく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、手続きについては、案内文の掲示や外国人住民に対し個別に案内を行い周知を図った。現地調査についても定期的を実施し、実態に即した住民基本台帳の整備に努めた。また、マイナンバーカードの円滑な交付に向け、職員の資質向上に取り組んだ。ドメスティックバイオレンスと子どもの虐待は関連性があることから、関係機関及び各部署と連携し対応した。引き続き関係機関等と情報の共有を図り連携していく必要がある。
- ② 保険税水準の統一について、協議・検討を行ってきたが、統一へ向けた具体的な内容などが示されたことから、引き続き県及び各市町村、関係機関と連携した取り組みを進めていく。また、特定健康診査等の受診率については、令和元年度を下回ったが、引き続き効果的な周知啓発を検討し、被保険者の健康の維持増進、医療費の抑制・適正化に向けた取り組みを進めていく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大により、企業情報交換会などの中止、企業訪問の機会が減少したが、感染症に配慮しながら企業が受けた感染症拡大の影響等の情報収集を行うとともに、県の制度融資や営業時間短縮要請協力金などの支援策の情報提供や申請支援を実施した。また、中小企業等感染症対策支援金やプレミアム付商品券の発行など、町独自の事業者支援を行った。今後も国県の各種支援制度の情報収集に努めるとともに、町独自の支援策について検討していく。
特産品については、大泉高校と町内事業者との連携を支援し、大泉高等学校が開発した「コーヒー饅頭」の商品化・販売が行われた。引き続き、新たな特産品開発を支援するとともに町内事業者とのコラボレーションも推進していく。
- ④ 雇用奨励金等の活用促進により新たな雇用の創出したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整を行った事業主に対して、町の雇用調整助成金の活用促進を図り、町内企業における雇用の安定・拡大に努めた。今後も、感染症の影響が継続することが見込まれることから、雇用の安定・拡大に努める必要がある。
- ⑤ 要望等に基づいた用排水路や農道の補修工事を実施し、農業生産基盤の維持を図った。また、農業委員会による「農地利用状況調査」及び「農地利用意向調査」の実施により、農地所有者の意向を把握することができた。今後、この調査結果を基にして、更なる農地の集約・集積化を進めていく。

5. 所管する施策

施策名
I 1 工業の振興
I 2 商業の振興
I 3 農業の振興
I 4 地域経済の活性化
I 5 勤労者福祉の推進
I 6 観光の振興
IV5 医療体制と保険制度の充実
V7 消費者行政の充実

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
住民課	河内 恵美
1. 現状と課題	
<p>① 国は、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用について方針を示し、市町村にマイナンバーカードの交付円滑化の取り組みを求めている。町で可能な取り組みを考えて実施していく必要がある。</p> <p>② 住民登録は、すべての住民サービスの基となるものであるが、住民基本台帳と実態が異なり、通知等が届かず戻ってきてしまう人がいる。海外転出時に転出手続きをせずに、住所が残ったままの外国人が多い。外国人への手続きの周知と実態に即した住民基本台帳の整備が必要である。</p> <p>③ 年々手口が多様化・巧妙化している悪徳商法や特殊詐欺などにより消費者トラブルは発生し続けている。今後もますます複雑化する消費者問題に対して、身近な相談窓口としての消費生活センターの周知と被害防止の啓発が必要である。</p> <p>④ 配偶者暴力相談支援センターでは、DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力)被害者の安全の確保と自立支援を行っているが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外出自粛、社会環境の変化等による様々な生活不安やストレスが要因となりDVの深刻化が懸念される。特にDVと子どもの虐待は関連性があることから、関係部署と連携して子どもの安全について細心の注意を払う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 国が示すマイナンバーカードの利活用策を町民がスムーズに利用出来るよう、マイナンバーカードの申請や交付手続きについて周知するとともに、職員の資質向上に取り組み交付窓口の円滑化を図る。</p> <p>② 実態に即した住民基本台帳の整備に向けて、特に外国人に対して、手続きについて周知するとともに、定期的の実態調査を行い、住民登録の正確性を高める。</p> <p>③ 消費生活センターでは、巧妙化する特殊詐欺等についての情報発信と、被害に遭わないための消費者教育を継続して行っており、被害防止を図る。</p> <p>④ 配偶者暴力相談支援センターでDV相談を受けた際には、関係する部署と連携し、子どもの安全確保に留意しながら、支援を行っていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① マイナンバーカードの申請や交付手続きについて、町ホームページへ掲載するとともに、窓口ポスターを掲示し周知を図っている。また、課内研修を実施し、情報共有や共通理解を図り、職員の資質向上に取り組んだ。下半期も引き続き手続きの周知を図り、課内研修を行っていく。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、転出手続きについては、窓口で英語・ポルトガル語による案内文を掲示するとともに、住所変更の届出に来庁した外国人住民に対し個別に案内し周知を図っている。下半期も引き続き手続きの周知を図っていく。また、実態調査の対象となる住民の通報を関係各課に依頼し、下半期に居住実態を把握するための現地調査を実施する。</p> <p>③ 消費生活センターでは、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、依頼のあった団体等に出前講座を実施した。また、特殊詐欺等の注意喚起を町ホームページへ掲載し公共施設でチラシの掲示等を行っている。被害防止のため、引き続き情報発信と啓発活動を行っていく。</p> <p>④ 配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の安全を最優先に相談業務を実施し、同伴児童の安全も考慮しながら、関係機関及び関係部署と情報共有を図り連携して支援を行っている。引き続き、相談者への適切な支援を行っていく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① マイナンバーカードの申請や交付手続きについて、町ホームページへ掲載するとともに窓口にポスターを掲示し周知を図った。さらに転入・転居手続きの際、マイナンバーカードを取得していない住民へ交付申請書を手渡し案内を行った。また、マイナンバーカード交付促進に向け、カードを取得していない人を対象に交付申請書(QRコード付)を令和2年12月から令和3年3月にかけて順次送付しており、申請に関する問い合わせ等に対して職員全員が同じ回答や説明が行えるよう課内研修を実施し、情報共有や共通理解を図り、職員の資質向上に取り組んだ。
- ② 新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、転出手続きについては、窓口に英語・ポルトガル語による案内文を掲示するとともに、住所変更の届出に来庁した外国人住民に対して、個別に案内を行い周知を図った。また、関係各課から通報された居住実態の把握が必要な対象者の実態調査を定期的を実施し、実態に即した住民基本台帳の整備を行った。
- ③ 消費生活センターでは、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、依頼のあった団体や中学校、外国人学校等で出前講座を実施した。また、新たに7か月児健康診査へ出向き、乳幼児の消費者事故について注意喚起を行った。特殊詐欺等については、公共施設でチラシの掲示等の他、町ホームページへの掲載や職員へ情報を発信し、注意喚起を行った。令和3年度においては、ニューノーマルに対応した情報の発信や啓発活動の方法を見直していく必要がある。
- ④ 配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害の相談の他、相談者と共に行動する同伴児童の虐待にも留意しながら、安全確保・安全確認のため、関係機関及び関係部署と連携して支援を行った。令和3年度もこども課主催の要保護児童対策地域協議会に参加するなどして情報共有を図り、相談者及び同伴児童の安全を最優先に引き続き連携を行っていく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V7 消費者行政の充実	消費生活センター運営事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長					
国民健康保険課	岩瀬 光裕					
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 国保制度の改正を受け、県内での保険税水準の統一を目指し、優先的に解決すべき諸課題について、県及び各市町村との連携した協議が進められている。そのため、本町の抱える課題の洗い出し、基金の適正な管理を行い、効率的かつ円滑な事業運営を行う必要がある。</p> <p>② 被保険者の健康の維持増進及び医療費の抑制、適正化に向け、特定健康診査等の受診勧奨、並びに人間ドックの利用促進を図り、糖尿病性腎症重症化予防、疾病の早期発見、早期治療等の周知啓発に引き続き取り組む必要がある。</p>						
<p>2. 取組方針</p> <p>① 県主催の国保連携会議等へ積極的に参加し、県及び他自治体との連携を密に情報共有を行う。また、保険税水準の統一に向け、県の示す標準税率との比較検討を行い、将来の財政負担について精査分析を行う。</p> <p>② 特定健康診査等の受診率向上及び人間ドックの利用促進のため、令和元年度の実績を精査分析し、効果的な周知啓発方法の検討を行い、未受診者への受診勧奨においても同様に、個別の対応方法を検討する。なお、関係機関等とも受診勧奨における諸課題について協議、検討を行う。</p>						
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 県主催の国保連携会議等に参加し、第2期群馬県国民健康保険運営方針(仮称)や財政運営、各種の事業運営等について協議、検討を行った。また、保険税水準の統一については、統一までのスケジュール、最終的な統一形態などの諸課題の解決に向けて県及び他の市町村とともに、ひきつづき協議、検討を行っていく。</p> <p>② 特定健康診査等は、新型コロナウイルスの影響により健診時期等を変更し実施した。受診率の向上及び人間ドックの利用促進のためホームページや広報紙等により周知啓発を行い、特定健診等の未受診者に対しては受診勧奨通知の送付及び電話による個別の受診勧奨を行った。ひきつづき、受診勧奨の周知啓発を行い、受診率向上に向けて関係機関等と協議、検討を行っていく。</p>						
<p>4. 最終レビュー</p> <p>① 県主催の国保連携会議等において、第2期群馬県国民健康保険運営方針及び財政運営や保健事業を始めとした各種の事業運営等について協議検討を行った。また、県から保険税率の統一に向けた行程や最終的な統一形態が示されたことから、県及び他の市町村、関係機関と積極的に情報共有を行い連携した取り組みを進めるとともに、本町に及ぼす影響について精査分析を行っていく必要がある。</p> <p>② 特定健康診査等について、受診率向上のため広報紙やホームページにより周知啓発を行ったほか、未受診者に対して電話やハガキによる個別の勧奨を行ったが、受診率は令和元年度を下回った。人間ドックについては広報紙やホームページの掲載のほか保険証の郵送用封筒へのご案内の掲載を引き続き実施し、周知啓発及び利用の促進を図った。今後も生活習慣病の予防や糖尿病性腎症重症化予防のため、効果的な周知啓発方法を検討していく。</p>						
<p>5. 所管する施策及び主要事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策名</th> <th>主要事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">IV5 医療体制と保険制度の充実</td> <td>特定健康診査等事業費</td> </tr> <tr> <td>人間ドック受診補助事業</td> </tr> </tbody> </table>		施策名	主要事業	IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費	人間ドック受診補助事業
施策名	主要事業					
IV5 医療体制と保険制度の充実	特定健康診査等事業費					
	人間ドック受診補助事業					

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
経済振興課	服部 真
1. 現状と課題	
<p>① 企業誘致については、ものづくりのまちとして発展してきた町の強みを更に生かすべく、積極的な企業訪問を通じて、企業情報や要望の収集を行うとともに、企業間のビジネスマッチング支援や、既存企業の事業拡張を促進する必要がある。</p> <p>② 観光振興については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、観光協会や町内高等学校、県、近隣市町と連携を図りながら、本町への誘客促進及び観光資源の発掘・磨き上げを行い、魅力ある観光地づくりを推進する必要がある。</p> <p>③ 商工業振興については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い売上減少等をしている事業者に対して支援を行う必要がある。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、勤労者の雇用環境を守るための支援を行うとともに、就業機会の拡大や、女性の雇用環境の改善を図る取り組みを行う必要がある。</p> <p>⑤ 経営所得安定対策については、生産者等の自主的な取り組みによる農業経営の安定を推進するため、制度の周知を図り、着実な実施を行う必要がある。</p> <p>⑥ 認定農業者制度については、認定に向けた事務支援や関係機関と連携した営農支援、技術支援等により、安定した農業経営の確立に向けた支援をする必要がある。</p> <p>⑦ 農地については、農業経営の規模拡大や生産性向上のため、利用集積・集約化を図るとともに、適正な利用による優良農地の確保を図る必要がある。</p> <p>⑧ 農業基盤整備については、生産基盤である既存の用排水路・農道等について、経年劣化箇所の補修等を行う必要がある。また、生産効率が高く集約しやすいほ場としての整備を行う必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 企業誘致については、企業訪問を通じ情報を収集するとともに、イベント等に参加し、本町のPRを行う。また、企業情報交換会の開催によるマッチング支援や、各種奨励金をはじめとする支援制度の活用により、既存企業の設備投資や雇用機会の拡大を図る。</p> <p>② 観光振興については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、観光協会や町内高等学校と連携し、既存事業等のPRIについて新たな手法の検討や特産品の開発等を行うことで、本町の誘客力を高める。</p> <p>③ 商工業振興については、事業者から新型コロナウイルス感染拡大によって生じる影響について情報収集するとともに、事業継続に資するため、国や県と連携し、制度融資等を活用した支援や、売上増加に繋がる施策を行う。</p> <p>④ 勤労者福利厚生については、中小企業退職金共済制度加入促進補助金などにより、勤労者の福利厚生の充実を支援するとともに、働く女性の雇用環境の改善を図るため女性キャリアアップ奨励金を推進する。また、新たな雇用を創出するため、町民を雇用した事業者に対し雇用奨励金を助成し、就業機会の拡大を図る。</p> <p>⑤ 経営所得安定対策については、関係機関と連携し、説明会やパンフレットの配布等による周知を行い、制度の利用促進を図る。</p> <p>⑥ 認定農業者制度については、人・農地プランにおいて地域の中心経営体と位置づけ、農地中間管理事業の推進により農地の集約を図るとともに、将来、認定農業者となり得る認定新規就農者の育成確保を図る。</p> <p>⑦ 農地については、農業経営の規模拡大や生産性向上、利用集積・集約化の推進のため、農地中間管理事業の活用や人・農地プランによる地域の話し合いの推進に取り組む。</p> <p>⑧ 農業基盤整備については、既存の用排水路・農道等の点検や生産者からの情報を収集し補修を行う。また、農業従事者に対し、生産効率が高く集約しやすいほ場としての整備に向けた働きかけを行う。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 企業誘致については、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業立地イベントが開催されず、企業訪問も制限されてしまったが、情報収集等に努めるとともに、各種奨励金等の支援策について案内を郵送し周知を行った。今後は、企業訪問や感染症対策に留意した企業情報交換会の開催について検討するとともに、本町の立地環境や支援制度の新たなPR方法について、先進事例を参考に調査研究する。</p> <p>② 観光振興については、新型コロナウイルス感染症の影響により、既存事業(大泉まつり等)が中止になった。特産品の開発については大泉高等学校と商品開発や販路などについて意見交換を行った。今後は各種事業に感染症対策をどのように取り入れていくかを検討するとともに、特産品の製造販売について町内事業者と意見交換を行っていく。</p>	

- ③ 商工業振興については、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対して、県の制度融資や国の持続化給付金などの情報提供や、窓口での申請支援を実施した。また、事業者の情報収集に努め、営業継続支援金や商工会と連携したプレミアム付商品券の発行など、町独自の施策を実施し、事業継続に向けた支援を行った。
今後も国県の各種支援制度の情報収集に努めるとともに、町独自の支援施策の検討を行う。
- ④ 勤労者福利厚生については、女性キャリアアップ奨励金などの各種奨励金を事業者へ周知するとともに、新型コロナウイルス感染症により、従業員の雇用調整を行った事業者に対し、町の雇用調整助成金を交付した。引き続き各種支援制度の周知を図り、雇用の安定、拡大に努める。
- ⑤ 経営所得安定対策については、農業従事者に対し、各種支援制度の案内を送付するとともに、関係機関と連携し、支援制度を利用するための営農計画書作成等の個別相談会を開催した。今後は、作付や出荷状況の確認を行い、適正な交付金の支給に向けた事務を進める。
- ⑥ 認定農業者制度については、関係機関と連携し、認定に向けた事務支援を行い、認定農業者を1名認定した。また、将来の認定農業者を目指す認定新規就農者も1名認定することができた。今後は、制度周知を行うとともに、認定者への継続的な支援を行っていく。
- ⑦ 農地については、農地中間管理事業の活用により、40アールの農地を認定農業者に集約できた。今後は、農業委員等が行う「農地利用状況調査」の結果等に基づき、農業委員等と連携して地域の話合いの場を設け、意向調査を行うなど、農地の集積や集約化・適正利用へ繋げていく。
- ⑧ 農業基盤整備については、農業従事者からの要望等に基づき、緊急性の高いものから用排水路の補修工事を実施した。今後は、農業従事者からの情報収集を行い、用排水路の維持や改善を行うとともに、畦畔除去によるほ場の大区画化等を農業従事者に働きかけ、生産効率が高く、集約しやすいほ場への整備を促す。

4. 最終レビュー

- ① 企業誘致については、新型コロナウイルス感染症拡大により、企業情報交換会の中止、企業訪問の機会の減少、企業誘致に係るイベントの中止など影響がでたが、最少人数での企業訪問や電話などにより、感染症に配慮しながら情報収集に努めた。また、既存企業に対して、本町の各種奨励金のほか、『群馬ものづくり企業オンライン展示場』など国や県の各種支援制度についても周知を実施し、事業継続の取組を中心に支援した。今後、県と連携し、オンラインを活用したPRについて、調査研究していく。
- ② 観光振興については、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントの多くを中止としたが、観光協会と連携しYouTubeなどのSNSを活用した情報発信に取り組んだ。また、特産品開発については、大泉高校と町内事業者との連携を支援し、大泉高校が開発した「コーヒー饅頭」の商品化・販売が行われた。今後、各種イベントについては、感染症の状況を注視しつつ、感染症対策をどのように取り入れていくか、引き続き検討していくとともに、観光協会と連携した取組を進める。また、特産品については、大泉高校の新たな特産品開発を支援すると共に町内事業者とのコラボレーションも引き続き推進していく。
- ③ 商工業振興については、商工会等関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内飲食店や事業者に対して、県の制度融資や営業時間短縮要請協力金などの支援策の情報提供や申請支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響の把握に努め、中小企業等感染症対策支援金やプレミアム付商品券の発行など、町独自の事業者支援を行った。今後は、国県の各種支援制度の情報収集に努めるとともに、事業者との情報交換により、町独自の支援施策の検討を行う。
- ④ 勤労者福利厚生については、企業訪問や事業所への案内送付により雇用奨励金や女性キャリアアップ奨励金などの活用促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の雇用調整を行った事業所に対して、町の雇用調整助成金の活用促進を図り、町内企業の雇用の維持拡大に努めた。今後は、感染症の影響が継続することが見込まれることから、雇用の安定・拡大に努める。
- ⑤ 経営所得安定対策については、関係機関と連携した個別相談会の開催や営農計画書作成支援、需要に応じた作物生産の啓発等を行い、加入促進を図った。また、交付金の支給については、現地確認による作付状況の確認や出荷状況、栽培履歴の確認等を着実に実施し適正に支給した。
- ⑥ 認定農業者制度については、事務的な支援の実施により新規認定者や認定新規就農者の認定のほか、期間満了による更新についても手続を完了することができ、担い手を確保することができた。また、農地中間管理事業の推進により、認定農業者への集積が進んでいることから、引き続き、担い手の確保及び担い手への集積を図っていく。
- ⑦ 農地については、農地中間管理事業の活用による認定農業者への集積面積の実績は80アールとなり、担い手への集積が進んでいる。また、農業委員等による「農地利用状況調査」及び「農地利用意向調査」の実施により、農地所有者の意向を把握できたことから、調査結果を踏まえ、更に農地の集積や集約化・適正利用に努める。
- ⑧ 農業基盤整備については、農業従事者からの要望等に基づいた用排水路や農道の補修工事を実施し農業生産基盤の維持を図った。また、生産効率が高く集約しやすいほ場への整備については、ほ場整備に対する補助事業の調査を行うとともに農業従事者に対する情報提供を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
I 1 工業の振興	中小企業新技術・新製品開発支援事業
	設備導入支援事業
	貸付事業
I 2 商業の振興	商業環境施設整備事業
	商業活性化支援事業
	経営改善支援事業
I 3 農業の振興	加工用米助成金交付事業
	農地中間管理事業
	用排水路等整備事業
I 4 地域経済の活性化	企業誘致事業
	企業支援事業
I 5 勤労者福祉の推進	勤労者福利厚生事業
	いずみの杜運営事業
I 6 観光の振興	観光協会活動費補助事業
	群馬デスティネーションキャンペーン推進事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
都市建設部	久保田 治男
1. 現状と課題	
<p>① 広域公共バスについては、乗車人数増加のための広報活動を継続して行うとともに、利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランを社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、一部改訂を行う必要がある。</p> <p>③ 町営住宅については、長期間活用する住宅は計画的に長寿命化を図り、家賃収納については、入居者間の公平性を確保するため、滞納者を減少させ、収納率の向上を図る必要がある。また、木造住宅の耐震化支援策等については、利用者が少ないため、利用促進を図る必要がある。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、雨水冠水箇所改修、橋りょうの長寿命化修繕、街路樹の維持管理等を行うとともに、都市計画道路上小泉古海線及び小舞木寄木戸線の整備を進める必要がある。また、令和元年東日本台風(台風第19号)による浸水被害地域については、対策を検討する必要がある。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化、公共事業の効率化及び土地の有効活用の促進などに有効なため、調査地区を拡大する必要がある。</p> <p>⑥ 公園については、安心して利用できるよう施設の適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。また、公園内の樹木は、生育し過密となっているため、剪定や間引きを行う必要がある。</p> <p>⑦ ごみ対策については、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上を図る必要がある。また、搬出ルールが守られていないごみステーションの改善に向けて、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>⑧ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設については、構成市町(太田市、千代田町、邑楽町)と連携し、令和2年度末までに完成させる必要がある。</p> <p>⑨ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備を計画的に推進するとともに、下水道未接続者への接続促進を図る必要がある。また、令和2年度から公営企業法を適用し、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 広域公共バスについては、乗車人数増加に繋がるよう関係機関への広報活動を実施する。また、共同運行している千代田町と連携した乗降調査を継続して実施し、利用者ニーズを把握するとともに、周知方法等を研究し、利便性向上に取り組む。</p> <p>② 都市計画については、令和元年度より引き続き、第二次大泉町都市計画マスタープランを持続可能なまちづくりの指針とするため、一部改訂を行う。</p> <p>③ 町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、寿崎町営住宅の外壁等の劣化調査を実施する。家賃収納については、早期の納入指導による滞納者抑制に取り組み、悪質滞納者には法的措置等を行って収納率向上を図る。また、木造住宅の耐震化支援策等については、広報、ホームページ、耐震相談会を開催し、利用促進を図る広報活動を実施する。</p> <p>④ 道路の整備・維持管理については、舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、古水地区の雨水冠水箇所の改修、久保橋の維持補修、街路樹の維持管理等を行う。都市計画道路上小泉古海線は完成に向け工事を行い、小舞木寄木戸線は用地買収等を一部実施する。また、令和元年東日本台風(台風第19号)による浸水被害地域については、群馬県、太田市等関係機関と連携し、対策方法等の検討を行う。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、3年次の住吉地区は地籍図、地籍簿の作成と閲覧、2年次の日の出・坂田一丁目地区は、地権者説明会、一筆地調査等を実施する。事業に着手する寄木戸の一部及び坂田の一部地区は、事業計画を作成し、地元説明会等を実施する。</p> <p>⑥ 公園については、いづみ総合公園町民体育館アリーナ床の改修と照明のLED化工事を行うとともに、施設の適正な管理と点検を行い、公園施設長寿命化計画に基づく維持更新工事等を計画的に実施する。また、生育し過密となった城之内公園、いづみ緑道等の高木は、剪定や間引きを行う。</p> <p>⑦ ごみ対策については、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上のため、4R運動の推進を図るとともに、資源ごみの分別、古着等の拠点回収及び剪定枝のリサイクルの周知を行う。また、ごみステーションへの搬出ルール遵守のため、町内巡回、広報等による啓発活動を継続して実施する。</p> <p>⑧ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設については、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり、令和2年度末までに工事を完了させる。</p> <p>⑨ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備を、経営戦略に基づき国庫交付金等を活用し取り組むとともに、下水道未接続者には町補助金等の制度説明を行い接続促進を図る。また、企業会計移行により、財務諸表を作成・公表するとともに、分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 広域公共バスについては、乗車人数増加に繋がるよう町内の中学3年生や戦後75周年特別企画展にてチラシ配布による広報活動を実施した。また、千代田町と連携し乗降調査に取り組んでいる。下半期は、コロナ禍で町のイベント等が中止となる中、引き続き周知方法等を研究し、利便性向上に取り組む。
- ② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂を行うため、上位計画である県都市計画区域マスタープランや町総合計画との整合性を図りながら素案を策定した。下半期は、パブリックコメントを実施し、広く意見を求め計画に反映させながら、一部改訂版の策定に取り組む。
- ③ 町営住宅については、寿崎町営住宅A棟外壁等改修工事設計委託を発注し完了した。家賃収納は、コロナ禍の収入減少に配慮しながら、滞納者には督促状、催告書、臨戸訪問を、悪質滞納者には連帯保証人に納付指導等を実施した。また、木造住宅の耐震化支援策等は、広報、ホームページで周知し、耐震診断者派遣事業2件、耐震改修1件、ブロック塀等改善事業は除却4件、築造2件の申込みがあった。
- ④ 道路の整備・維持管理については、舗装補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、古水地区の雨水冠水箇所改修、久保橋の維持補修、南中・西小横断歩道橋の修繕設計、街路樹の維持管理等に係る工事及び業務委託を発注した。都市計画道路上小泉古海線は完成に向け工事を発注し、小舞木寄木戸線は地権者1件と用地買収等の契約をした。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域である寄木戸・丘山地区では、県、太田市と対策を検討し、応急対策として県が太田市八瀬川に大型土のうを設置した。吉田地区では、県、千代田町と連携し休泊川等の内水対策計画の検討を下半期より行う。
- ⑤ 地籍調査事業については、住吉地区は、地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行うため業務委託を発注した。日の出・坂田一丁目地区は、地権者説明会の実施と一筆地調査等を行うため業務委託を発注した。寄木戸の一部及び坂田の一部地区は、コロナ禍により地元説明会は実施せず、資料を配布した。
- ⑥ 公園については、町民体育館アリーナ床改修等工事を入札し、9月議会で契約の承認を受け着手した。また、遊具の保守点検業務委託やいずみ緑道C・D区間等のLED化工事を発注し完了した。下半期は、公園施設の維持更新工事や城之内公園及びいずみ緑道等の高木の剪定や間引きを行う。
- ⑦ ごみ対策については、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上のため、資源ごみの分別や剪定枝のリサイクルの周知と古着等の拠点回収を行った。また、ごみステーションへの搬出ルール遵守のため、町内巡回や違反ごみの多いステーションにはルールの掲示や周辺住宅へのチラシを配布し啓発した。下半期も引き続き、ごみ排出量の削減等に取り組む。
- ⑧ ごみ焼却施設の建設については、ごみ焼却棟の躯体工事が概ね完了し、各種仕上げ工事や計量棟などの付帯施設の建設を行うなど、予定どおり進捗している。下半期も引き続き、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了させる。
- ⑨ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備工事を、国庫交付金等を活用し発注した。下水道未接続者には、広報等での周知や通知を送付し接続促進に取り組んだ。また、企業会計移行により、企業の経済活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取り纏めた帳票類を作成し、毎月、町長への経理状況報告と監査委員の監査を受けた。下半期は財務諸表を公表する。

4. 最終レビュー

- ① 広域公共バスについては、乗車人数増加に繋がるよう町内の中学3年生や戦後75周年特別企画展にてチラシ配布による広報活動を実施した。また、乗降調査は、新型コロナウイルス感染症対策として、対面調査からバス内への意見箱設置へと手法を変えたが、投函がなく、利用者ニーズ等の把握ができなかった。なお、令和2年度の利用者数は、高等学校の臨時休校、平日や休日の外出自粛などの影響により、令和元年度と比較して激減した。
- ② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂版を策定するため、都市計画マスタープラン策定委員会で素案の策定を行った後、パブリックコメントを実施して素案の一部修正を行い、案を策定した。その後、大泉町都市計画審議会に案を諮問し、答申に基づき案の一部修正を行い、一部改訂版を策定した。
- ③ 町営住宅については、寿崎町営住宅A棟外壁等改修工事設計委託を発注し完了した。家賃収納は、コロナ禍の収入減少に配慮しながら、滞納者には督促状、催告書、臨戸訪問を、悪質滞納者には連帯保証人に納付指導等を実施した。また、木造住宅の耐震化支援策等は、広報、ホームページで周知し、耐震診断者派遣事業4件、耐震改修1件、ブロック塀等改善事業は除却11件、築造3件の申請があった。
- ④ 道路の整備・維持管理については、舗装補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化、古水地区の雨水冠水箇所改修、久保橋の維持補修、南中・西小横断歩道橋の修繕設計、街路樹の維持管理等に係る工事及び業務委託を発注し完了した。都市計画道路上小泉古海線は完成して開通し、小舞木寄木戸線は地権者1件と用地買収等を行った。また、令和元年東日本台風による浸水被害地域である寄木戸・丘山地区では、県、太田市と対策を検討し、応急対策として県が太田市八瀬川に大型土のうを設置した。吉田地区では、県、千代田町と連携し休泊川等の総合内水対策計画の策定を進めた。

- ⑤ 地籍調査事業については、住吉地区は、地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行うため業務委託を発注し完了するとともに、成果を土地所有者に閲覧した。日の出・坂田一丁目地区は、地権者説明会の実施と一筆地調査等を行うため業務委託を発注し完了した。寄木戸の一部及び坂田の一部地区は、事業計画の作成と資料の配布を行った。
- ⑥ 公園については、町民体育館アリーナ床改修等工事を入札し、9月議会で契約の承認を受け着手し完了した。また、いずみ緑道C・D区間等のLED化工事、公園施設の維持更新工事、遊具の保守点検業務委託、城之内公園及びいずみ緑道等の高木の剪定や間引き業務委託などを発注し完了した。
- ⑦ ごみ対策については、ごみ排出量の削減及び資源ごみのリサイクル率の向上のため、資源ごみの分別や剪定枝のリサイクルの周知と古着等の拠点回収を行った。また、ごみステーションへの搬出ルール遵守のため、町内巡回や違反ごみの多いステーションにはルールの掲示や周辺住宅へのチラシを配布し啓発した。
- ⑧ 新ごみ焼却施設の建設工事については、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了した。また、施設の試運転のため、可燃ごみの搬入と焼却を行い、令和3年度からの本格稼働に向けた準備を行った。
- ⑨ 下水道事業については、認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備工事を、国庫交付金等を活用し発注した。下水道未接続者には、広報等での周知や通知を送付し接続促進に取り組んだ。また、企業会計移行により、企業の経済活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取り纏めた帳票類を作成し、毎月、町長への経理状況報告と監査委員の監査を受けた。さらに、企業会計原則に則り、出納・会計事務を行い財務諸表を公表した。

5. 所管する施策

施策名
Ⅱ1 市街地の整備
Ⅱ2 道路網の整備・維持管理
Ⅱ3 公園・緑地の整備・維持管理
Ⅱ4 河川・水路の整備
V1 上下水道の整備
V2 地域環境の保全
V3 循環型社会の推進
V6 住宅環境の充実

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
都市整備課	青木 篤
1. 現状と課題	
<p>① 広域公共バスについては、乗車人数増加のため、引き続き広報活動を行うとともに、利便性の向上を図る必要がある。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランを社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、改訂する必要がある。</p> <p>③ 長期間活用する町営住宅については、予防保全的な維持管理やライフサイクルコストを縮減するため、計画的に長寿命化を図る必要がある。</p> <p>④ 家賃収納については、入居者間の公平性を確保するために、家賃滞納整理事務要領に基づき、滞納者を減少させ、収納率の向上を図る必要がある。</p> <p>⑤ 震災に強いまちづくりについては、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業、またブロック塀等改善事業などを実施しているが、利用者が少ない。耐震化推進のため、改修事業などの利用促進を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 広域公共バスについては、乗車人数増加に繋がるよう広く関係機関に広報活動を行う。また共同運行している千代田町と連携し、引き続き乗降調査を実施して利用者ニーズを把握するとともに、周知方法などを研究しながら利便性向上に取り組む。</p> <p>② 都市計画については、令和元年度より引き続き、第二次大泉町都市計画マスタープランを持続可能なまちづくりの指針とするため、一部改訂を行う。</p> <p>③ 長期間活用する町営住宅については、町営住宅長寿命化計画に基づき、寿崎町営住宅の外壁などの劣化調査を実施する。</p> <p>④ 家賃収納については、早期の納入指導を行い、滞納者の抑制に取り組むとともに、長期・高額に滞納している悪質滞納者に対しては、法的措置などを行って収納率向上を図る。</p> <p>⑤ 震災に強いまちづくりについては、木造住宅耐震診断者派遣事業や木造住宅耐震改修事業、またブロック塀等改善事業などを継続的に実施するとともに、広報紙、ホームページや町のイベントなどで耐震相談会を開催し、利用促進を図る広報活動を実施していく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 広域公共バスについては、町内の中学3年生や町公民館で開催された戦後75周年特別企画展に、チラシ配布による広報活動を行った。また千代田町と連携し乗降調査を実施して利用者ニーズの把握に取り組んでいる。下半期は、新型コロナウイルス感染症の影響で町のイベントなどが中止となる中、引き続き周知方法を研究しながら利便性向上に取り組む。</p> <p>② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂を行うため、上位計画である、県都市計画区域マスタープランや町総合計画との整合性を図りながら、改訂素案を策定した。下半期は、パブリックコメントを実施し、広く意見を求め計画に反映させながら、一部改訂版の策定に取り組む。</p> <p>③ 長期間活用する町営住宅については、競争入札を執行し契約締結して、劣化調査を含む寿崎町営住宅A棟外壁等改修工事設計業務委託に着手し、期間内に完了した。下半期は成果図書を良く精査し、町営住宅長寿命化計画に基づく、令和3年度以降のA棟外壁等改修工事に反映させていく。</p> <p>④ 家賃収納については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に配慮しながら、滞納者に督促状、催告書、臨戸訪問を行い、長期・高額に滞納している悪質滞納者には、連帯保証人に納付指導などを実施した。下半期は、感染症の影響を見極めながら滞納者を抑制するため、現年度の収納強化に取り組み、悪質滞納者には法的措置などを行って収納率向上を図る。</p> <p>⑤ 震災に強いまちづくりについては、広報紙、ホームページで募集し、耐震診断者派遣事業については、申込みが2件あり、耐震改修では1件の申請を受理した。またブロック塀等改善事業では、除却4件、築造2件の申込みがあった。下半期は、新型コロナウイルス感染症の影響で町のイベントなどが中止となる中、引き続き周知方法を研究しながら広報活動を実施していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 広域公共バスについては、町内の中学3年生や町公民館でのイベントで広報活動を行った。また、乗降調査は、新型コロナウイルス感染症対策として、対面調査から手法を変えてバス内に意見箱を設置したが、投函がなく、利用者ニーズ等の把握ができなかった。なお、令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、高等学校の臨時休校、平日や休日の外出自粛などにより、令和元年度と比較して激減した。
- ② 都市計画については、第二次大泉町都市計画マスタープランの一部改訂版を策定するため、都市計画マスタープラン策定委員会で、上位計画との整合性を図りながら素案の策定を行った後、パブリックコメントを実施して広く町民等からの意見を求め、提出された意見により素案の一部修正を行い、案を策定した。その後、大泉町都市計画審議会に案を諮問し、答申に基づき案の一部修正を行い、一部改訂版を策定した。
- ③ 長期間活用する町営住宅については、劣化調査を含む寿崎町営住宅A棟外壁等改修工事設計業務委託を発注し、期間内に完了した。また成果図書を活用し、寿崎町営住宅A棟外壁等改修工事に係る費用を令和3年度予算に計上した。
- ④ 家賃収納については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に配慮しながら、滞納者に督促状、催告書、臨戸訪問を行い、悪質滞納者には、連帯保証人への納付指導や最終催告書を通知して収納強化に取り組んだが、収納率は令和元年度を上回ることができなかった。
- ⑤ 震災に強いまちづくりについては、広報紙などで随時、利用者の募集を行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、環境フェアや地区のイベントなどが中止となり、住宅相談耐震会や地区での広報活動を実施することができなかった。木造住宅耐震診断者派遣事業は4件の診断者派遣を行い、木造住宅耐震改修は1件の補助金を交付した。また、ブロック塀等改善事業は除却11件、築造3件の補助金を交付した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅱ1 市街地の整備	広域公共バス事業
V6 住宅環境の充実	家賃等滞納整理事務
	町営住宅改修等事業
	木造住宅耐震診断者派遣事業
	空き家対策事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
道路公園課	今井 靖浩
1. 現状と課題	
<p>① 住民生活に密着した生活圏道路等の整備については、道路舗装の維持補修や側溝整備、歩道のバリアフリー化及び雨水冠水箇所の改修等を行う必要がある。</p> <p>② 令和元年東日本台風(台風第19号)による浸水被害が発生した地域について、対策等を検討する必要がある。</p> <p>③ 街路樹の維持管理等については、交通安全や街の景観上の観点から、街路樹の維持管理を行う必要がある。</p> <p>④ 橋りょうについては、老朽化が懸念されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を行い、長寿命化を図る必要がある。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、災害復旧の迅速化や公共事業の効率化、土地の有効活用の促進などに役立つため、事業計画に基づき調査地区を拡大していく必要がある。</p> <p>⑥ 河川改修整備については、水害に強い町を目指すため、一級河川休泊川及び新堀川の河川改修整備の早期完了について、事業を行う県へ要望を行う必要がある。</p> <p>⑦ 都市計画道路上小泉古海線については、令和2年度中の完成を目指し、未整備部分を整備する必要がある。</p> <p>⑧ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、太田市行政界から県道綿貫篠塚線までの整備が必要である。</p> <p>⑨ 既存の公園施設については、安心して利用できるよう適正な管理及び計画的な維持更新が必要である。</p> <p>⑩ 緑道、総合公園、近隣公園及び街区公園等については、樹木の発育により過密となり、成長不良や倒木等が危惧されているため剪定や間引きが必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古氷地区の冠水箇所の改修工事に着手する。</p> <p>② 令和元年東日本台風(台風第19号)による浸水被害が発生した七カ村用水路沿線の寄木戸・丘山地区については、群馬県及び太田市と連携して対策を検討する。同じく浸水被害が発生した一級河川休泊川沿線の吉田地区については、河川を管理する群馬県と対策を検討をする。</p> <p>③ 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理を行う。</p> <p>④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた修繕を実施する。令和2年度は、久保橋の維持補修工事、南中学校及び西小学校の横断歩道橋修繕詳細設計業務委託を行う。</p> <p>⑤ 地籍調査事業については、3年次となる住吉地区は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行う。2年次となる日の出・坂田一丁目地区は、地権者説明会、一筆地調査(境界立ち会い確認)等を実施する。事業に着手する寄木戸の一部と坂田の一部については、事業計画を作成し、地元説明会等を実施する。</p> <p>⑥ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。</p>	

- ⑦ 都市計画道路上小泉古海線については、群馬県及び群馬県警と調整しながら、令和2年度中の完成を目指し引き続き残りの工事を行う。
- ⑧ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、引き続き、地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い、合意が得られた地権者と用地買収及び移転補償の契約を行う。
- ⑨ 公園施設については、いずみ総合公園町民体育館のアリーナ床の改修及びアリーナ等照明のLED化を行うとともに、適正な管理と点検を行い、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持更新を実施する。また、公園灯についても、計画的にLED化を行う。
- ⑩ 城之内公園、いずみ緑道、及び街区公園等については、計画的に高木剪定や間引きを行い、適正な維持管理を実施し、台風等による倒木の被害を防ぐ。

3. 中間レビュー

- ① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古氷地区の冠水箇所の改修工事を発注した。下半期も引き続き、工事の進捗管理を行い、早期完成を図る。
- ② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生したセヶ村用水路沿線の寄木戸・丘山地区については、群馬県及び太田市と連携して対策を検討し、応急対策として群馬県が越水のあった太田市の八瀬川に大型土のうを設置した。同じく浸水被害が発生した一級河川休泊川沿線の吉田地区については、河川を管理する群馬県と休泊川の放水先である新谷田川放水路が流れ、浸水被害のあった千代田町と連携し、内水対策計画の検討を行う。
- ③ 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や低木の刈り込み、除草等の維持管理を実施した。引き続き、街路樹が起因した事故等を防止するため適切な維持管理を実施していく。
- ④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた久保橋の維持補修工事及び南中学校、西小学校の横断歩道橋修繕詳細設計業務委託について発注した。下半期は、工期内の完了を目指し進捗管理を行う。
- ⑤ 地籍調査事業については、住吉地区は地籍図、地籍簿の作成と閲覧を行うため業務委託を発注した。日の出・坂田一丁目地区は、新型コロナウイルス感染症のため資料の郵送とあわせて、内容の詳細説明を希望する地権者に対応するため説明会を開催した。また、一筆地調査等を行うため業務委託を発注した。寄木戸の一部と坂田の一部については、事業計画を作成し、地元説明会等を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症のため資料を対象地区の自治会長へ依頼し配布した。また、令和3年度調査に向け調査地区となる寄木戸地区の準備に取り組む。
- ⑥ 河川改修整備については、邑楽館林主要河川改修促進同盟会の幹事会等の協議を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催となった。下半期は、一級河川休泊川及び新堀川の早期完了を図るため、事業を行う県へ要望を行う。
- ⑦ 都市計画道路上小泉古海線については、既設町道及び国道354号に接続する部分の工事を発注した。下半期も引き続き、工事の進捗管理を行い、早期完成を図る。
群馬県が令和元年度より実施している国道354号交差点新設工事は令和2年8月末に完了し、並びに群馬県警が、信号機の設置を発注し令和2年度中の完成を目指す。
- ⑧ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、1件の地権者と用地買収及び移転補償の交渉を行い合意が得られ契約を行った。下半期も引き続き、移転補償等の進捗管理を行い、早期完了を図る。
- ⑨ 公園施設については、いずみ総合公園町民体育館のアリーナ床の改修等工事の入札を行い9月議会にて契約の承認を得て着手した。下半期も引き続き、工事の進捗管理を行い、早期完成を図る。既設の公園については、遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。下半期も引き続き適正な管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持更新を発注する。また、公園灯については、いずみ緑道C・D区間及び浜野公園のLED化工事を発注し完了した。
- ⑩ 城之内公園、いずみ緑道及び街区公園等の樹木については、適正な維持管理を実施した。下半期も引き続き、計画的に高木剪定や間引きを行い、適正な維持管理を実施し、台風等による倒木の被害を防ぐ。

4. 最終レビュー

- ① 生活圏道路等の整備については、道路舗装の補修や側溝等の整備工事、歩道のバリアフリー化工事及び古水地区の冠水箇所の改修工事を発注し完了した。
- ② 令和元年東日本台風による浸水被害が発生した七ヶ村用水路沿線の寄木戸・丘山地区については、群馬県及び太田市と連携して対策を検討し、応急対策として群馬県が越水のあった太田市の八瀬川に大型土のうを設置した。同じく浸水被害が発生した一級河川休泊川沿線の吉田地区は、河川を管理する群馬県と休泊川の放水先である新谷田川放水路が流れ、浸水被害のあった千代田町と連携し、休泊川総合内水対策計画の策定を進めた。
- ③ 街路樹の維持管理等については、街路樹の高木の剪定や枯損木の伐採、低木の刈り込み、除草等の適正な維持管理を行った。引き続き、街路樹が起因した事故等を防止するため適切な維持管理を実施する。
- ④ 老朽化が進んでいる橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた久保橋の維持補修工事及び南中学校、西小学校の横断歩道橋修繕詳細設計業務委託を発注し完了した。令和3年度も引き続き、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた維持補修を実施する。
- ⑤ 地籍調査事業については、住吉地区は地籍図、地籍簿の作成業務委託を発注し完了するとともに、成果を土地所有者に閲覧した。日の出・坂田一丁目地区は、一筆地調査・測量の業務委託を発注し完了した。また、寄木戸地区の一部と坂田地区の一部は、事業計画を作成した。更に、令和3年度調査に向け、調査地区となる寄木戸中部地区の準備に取り組んだ。
- ⑥ 河川改修整備については、一級河川休泊川及び新堀川の早期整備完了を図るため、事業を行う群馬県に要望を行った。なお、要望活動は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、邑楽館林主要河川改修促進同盟会会長の館林市長と事務局による少人数で行った。令和3年度も引き続き、河川改修整備の早期完了を図るため、群馬県に要望を行う。
- ⑦ 都市計画道路上小泉古海線については、既設町道及び国道354号に接続する部分の工事を発注し完了した。また、群馬県が令和元年度より実施している国道354号交差点新設工事が8月末に完了し、並びに群馬県警が信号機の設置を発注し、9月末に完了したとたことにより、都市計画道路上小泉古海線は11月9日に開通した。
- ⑧ 都市計画道路小舞木寄木戸線については、1件の地権者と用地買収及び移転補償の契約を行い完了した。令和3年度も引き続き、早期の完成を目指し道路用地の用地買収と移転補償を実施する。
- ⑨ 公園施設については、いずみ総合公園町民体育館のアリーナ床の改修等工事の発注を行い、9月議会にて契約の承認を得て着手し完了した。既設の公園は、遊具の保守点検業務委託を発注し完了した。また、公園灯は、いずみ緑道C・D区間及び浜野公園のLED化工事を発注し完了した。
- ⑩ 城之内公園、いずみ緑道及び街区公園等の樹木については、樹木剪定等業務委託を発注し、高木剪定や間引きを行い、維持管理に取り組んだが、令和3年3月に城之内公園の樹木が倒木し、東側駐車場に駐車中の自動車2台が損傷した。今後は、倒木の恐れがある高木の調査・選定を行い、伐採などの対応を行う。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
II 1 市街地の整備	地籍調査事業
	街路樹管理費
II 2 道路網の整備・維持管理	道路愛護事業
	道路維持事業
	橋りょう維持事業
	交通安全施設整備事業
II 3 公園・緑地の整備・維持管理	都市公園管理費
II 4 河川・水路の整備	道路新設改良事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
環境整備課	坂本 藤夫
1. 現状と課題	
<p>① ごみ対策については、ごみ排出量の削減を図るとともに、資源ごみのリサイクル率を向上させる必要がある。また、搬出ルールが守れていないごみステーションの改善に向け、意識啓発を行う必要がある。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させる必要がある。</p> <p>③ あき地保全については、改善指導を行った対象地の完了率を向上させる必要がある。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、生活排水の水質浄化の推進を図る必要がある。</p> <p>⑤ 地球温暖化対策については、温室効果ガス削減に向けた事業の推進を図る必要がある。</p> <p>⑥ 衛生センターについては、長寿命化のため、引き続き、機械設備の更新工事等を行う必要がある。</p> <p>⑦ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設工事については、構成市町(太田市、千代田町、邑楽町)と連携して施設整備計画どおり令和2年度末までに完成させる必要がある。</p> <p>⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、計画的に整備推進する必要がある。</p> <p>⑨ 下水道供用開始区域内未接続者については、接続促進を図る必要がある。</p> <p>⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理等を行う必要がある。</p> <p>⑪ 下水道事業に地方公営企業法を適用することにより、下水道施設を適正に維持するための財産情報を整理し、その企業的性質を活かしながら、より一層の経営の効率化・健全化を図る必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① ごみ対策については、ごみ搬出量の削減や資源ごみのリサイクル率向上のため4R(リフューズ:ごみの発生回避、リデュース:ごみの発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生使用)運動を推進するとともに、資源ごみの分別、古着等の拠点回収、剪定枝リサイクルの周知を図る。また、ごみステーションの搬出ルール遵守のため、町内巡回や広報等による啓発活動を引き続き実施する。特に違反ごみの多いステーションにはルール遵守の掲示などを行い意識啓発を図る。</p> <p>② 狂犬病予防注射については、接種率を向上させるため、台帳整理や獣医師会など関係機関と連携し啓発活動を推進する。</p> <p>③ あき地保全については、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、改善の指導・助言を徹底して行うとともに、不適正管理の予防策として事前に通知等で注意喚起を行う。</p> <p>④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を図る。また、県や浄化槽協会に対し、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室開催を依頼する。</p> <p>⑤ 地球温暖化対策については、緑のカーテン事業及びクールシェア事業を引き続き推進するとともに、広報紙や環境フェアを活用し、啓発する。</p> <p>⑥ 衛生センターについては、令和2年度に新たに3年間の包括運営管理業務委託を契約し、引き続き、維持管理や整備計画に基づき機械設備の更新工事を実施する。</p> <p>⑦ 太田市外三町広域清掃組合の新ごみ焼却施設の建設工事については、令和3年度稼働に向け構成市町と連携を図り、令和2年度工事を施設整備計画どおり完了させる。</p> <p>⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管については、経営戦略に基づき社会資本整備総合交付金などの国庫交付金等を活用し、整備推進に取り組む。</p> <p>⑨ 下水道供用開始区域内未接続者については、町補助金等の制度説明を行い、接続促進に取り組む。</p> <p>⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、施設の維持管理に取り組み、工事等の進捗状況の報告を受け確認する。</p> <p>⑪ 下水道事業の企業会計移行により、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成公表することで、財政状態や経営成績をわかりやすく示し、それらを分析することで、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む。</p>	

3. 中間レビュー

- ① ごみ対策については、ごみの減量や資源ごみのリサイクル率向上のため、資源ごみ分別の周知徹底と古着等の拠点回収を実施するとともに、剪定枝リサイクルについても広報等で周知した。下半期については、環境フェアは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となるが、秋の狂犬病予防注射実施日に併せて小型家電の回収に取り組む。ごみステーションへのごみの搬出については、職員によりパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションにはルールへの遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。引き続きパトロール及び啓発を実施する。
- ② 狂犬病予防注射については、春の集合注射は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。下半期は、秋の補完注射を通知や広報などで周知を行い実施するとともに、獣医師会など関係機関と連携し個別注射での接種率向上を図る。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合はそれに加え、電話や直接指導を行うなどの依頼を行った。下半期も引き続き、指導等を実施する。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収を行った。下半期についても引き続き、広報等で水質改善について周知啓発を実施する。
- ⑤ 地球温暖化対策として、緑のカーテン事業では公共施設等へニガウリの苗を配布したが、住民への配布は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。クールシェア事業についても、群馬県のぐんまクールシェア事業が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、町の事業も合わせて中止にした。また、クリーンエネルギー普及促進のため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助金について予算の範囲内で受付し、交付した。下半期については、緑のカーテンコンテストの結果をホームページに掲載することや公民館にてポイ捨て防止ポスターの掲示を実施する。なお、環境フェアについては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止する。
- ⑥ 衛生センターについては、3年間の包括運営管理業務委託の締結を行い、受託者に引き続き施設の運営を依頼した。下半期も引き続き、整備計画に基づき機械設備の更新工事等実施する。
- ⑦ 新ごみ焼却施設の建設については、ごみ焼却棟の躯体工事が概ね完了し、各種仕上げ工事や計量棟などの付帯施設の建設を行うなど、予定どおり進捗している。下半期も引き続き、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了させる。
- ⑧ 下水道の管渠整備については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、ほぼ予定どおり工事を発注した。下半期については、令和3年2月の工事完了に向け工程管理を行う。
- ⑨ 供用開始区域内の下水道未接続者に対して、広報等で接続のお願いを掲載し、未接続世帯に接続のお願いの通知を発送した。また、7月に排水設備指定工事店に対して供用開始区域拡大の通知を送付し接続率の向上を図った。下半期については、未接続者に対し、11月と1月に接続のお願いを通知して、接続促進に取り組む。
- ⑩ 流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、群馬県に負担金を支払い、処理場内の分配槽の新設や散気装置の更新工事発注の準備を行った。下半期についても、当初の計画どおり実施する。
- ⑪ 下水道事業会計は令和2年4月から企業の経済活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取り纏めた帳票類を作成し、毎月の経理状況として町長へ報告している。併せて定められた毎月例日において監査委員の監査を受けている。下半期については、引き続き企業会計原則(公正妥当と認められた処理の原則及び手続き)に則り、出納・会計事務を行い財務諸表を公表する。

4. 最終レビュー

- ① ごみ対策については、ごみ排出量の削減や資源ごみのリサイクル率向上のため、広報紙を活用した資源ごみ分別の周知徹底と啓発を行った。また、環境フェアは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったが、秋の狂犬病予防注射実施日等に併せて小型家電の拠点回収を実施した。ごみステーションへのごみの搬出については、職員によりパトロールを実施し、違反ごみの多いステーションにはルールへの遵守の掲示や周辺の住宅などへチラシを配布し啓発した。
- ② 狂犬病予防注射については、春の狂犬病予防注射は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、秋の狂犬病予防注射は接種率向上のため、県獣医師会など関係機関と連携し、時間を延長し実施した。また、個別注射を実施するホームセンターに対し、接種した犬の飼い主へ町の注射済票の交付を受けるよう周知のお願いをした。
- ③ あき地の保全対策については、所有者へ指導通知を送付し、未完了の場合は電話にて指導を行い、完了率の向上を図った。また、予防策として3月末に、令和2年度に指導した所有者に対し、適正管理をするよう依頼通知を発送した。
- ④ 休泊川の水質改善については、広報等を通じて合併処理浄化槽設置や廃食用油回収の普及啓発を行うとともに、浄化槽の適正管理を目的とした浄化槽教室は、県浄化槽協会による動画視聴方式にて実施した。

- ⑤ 地球温暖化対策については、緑のカーテン事業として、公共施設等へニガウリの苗を配布するとともに、緑のカーテンコンテストを実施し、結果を広報やホームページに掲載した。なお、クールシェア事業は、例年、県が実施する「ぐんまクールシェア2020」と協調して実施しているが、2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止にした。また、住宅用太陽光発電システムの設置者への補助は、経過措置による交付を実施した。環境フェアは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止にしたが、公民館にてポイ捨て防止ポスターの掲示を実施し啓発を行った。
- ⑥ 衛生センターについては、新たに3年間の包括運営管理業務委託を締結し、引き続き、整備計画に基づき機械設備の更新工事等を実施した。
- ⑦ 新ごみ焼却施設の建設工事については、構成市町と連携を図り、施設整備計画どおり完了した。また、施設の試運転のため、可燃ごみの搬入と焼却を行い、令和3年度からの本格稼働に向けた準備を行った。
- ⑧ 下水道認可区域内の幹線管渠、面整備管の整備については、社会資本整備総合交付金や県補助金を受け、工事を発注し工程管理を実施し完了した。
- ⑨ 下水道供用開始区域内の下水道未接続者に対しては、接続のお願いを広報等に掲載するとともに、お願いの通知を送付した。また、排水設備指定工事店に対しては、10月及び1月に供用開始区域拡大の通知を送付し、接続促進を図った。
- ⑩ 群馬県が管理する流域下水道西邑楽水質浄化センターについては、群馬県が施設の維持管理を行うため、負担金を支払い、群馬県は処理場内の分配槽の新設や散気装置の更新工事の発注を行った。
- ⑪ 下水道事業会計については、令和2年4月から企業の経済活動による取引を複式簿記により記録した帳簿を取りまとめて帳票類を作成し、毎月の経理状況を町長へ報告するとともに、町監査委員の例月出納検査を受検した。また、企業会計原則(公正妥当と認められた処理の原則及び手続き)に則り、出納・会計事務を行い財務諸表を公表した。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
V1 上下水道の整備	管渠整備事業
	公共ます設置事業
V2 地域環境の保全	畜犬等関連事業
	浄化槽設置事業
V3 循環型社会の推進	資源ごみ分別収集事業
	環境フェア事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
会計課	福田 雅美

1. 現状と課題

- ① 歳入歳出予算の執行に伴う伝票審査と出納事務については、財務規則や契約規則に基づき厳正に行っていく必要がある。
- ② 歳計現金や基金については、確実かつ有利な方法で保管し運用を図っていく必要がある。
- ③ 事務用消耗品の一括購入については、全庁的か所管部署のみで使用する品目かを精査し、購入方法や配布方法について検証する必要がある。

2. 取組方針

- ① 職員研修を毎年度実施しているにも関わらず伝票作成にかかる誤りが散見される。誤りについて周知を行うほか、引き続き職員研修会を実施し職員の資質の向上を図っていく。また、例月出納検査での指摘事項については、個別に指導を行っていく。
- ② 歳計現金については、執行計画に基づき効率的な資金管理を行う。基金については一括での運用を行うほか、安全性、流動性、利回り等を踏まえ可能な範囲で債券により運用を行っていく。
- ③ 事務用消耗品の一括購入については、各課への配布状況を精査し購入品目の検討を行い経費の削減を図っていく。

3. 中間レビュー

- ① 新入職員を対象とした伝票作成研修会は実施したが、全職員対象の研修会は実施できていない。誤りについては、その都度個別に指導を行い、また、課長会議において、伝票作成時の留意点について周知を行った。例月出納検査における指摘事項については、個別に指導を行った。下半期についても個別に指導を行い、研修会については実施方法を検討中。
- ② 歳計現金については、上半期は運用は行えなかった。下半期はさらに厳しい見通しである。基金から繰入れし、執行計画に基づき資金管理を行っていく。基金については、一括運用により、上半期に新たな債券を購入し、計画的に運用を行っている。
- ③ 事務用消耗品については、近年の配布実績に基づき一括購入し、経費削減と事務の効率化を図った。下半期については、アンケートを実施し、各課のニーズを取り入れた購入品目の検討を行い、経費を削減し、事務環境の改善を図っていく。

4. 最終レビュー

- ① 伝票審査事務については、添付書類の不備や軽微な誤りが見受けられるので、継続して個別指導を行っていく。課長会議において、伝票作成時の留意点について周知を行ったものの、研修会は実施できなかったため、令和3年度は資料や実施方法を見直し開催する必要がある。
- ② 歳計現金については、資金に余裕がなく短期運用を行うことはできなかった。令和3年度は、さらに厳しい財政状況の中、予算執行に必要な資金を確保しなければならない。基金については、一部債券による一括運用により、安全性と流動性を確保し、効率的な運用を行うことができた。
- ③ 事務用消耗品については、職員アンケートを実施し、購入品目の見直しを行い、令和3年度からの配布品目の選定を行った。また、余剰品を管理し、リユースの推進を図ることで経費を削減する。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
教育部	大澤 慎哉
1. 現状と課題	
<p>① 外国人の子どもの就学状況の把握については、継続的な実施や業務手順を確立し、対象者全員の実態を把握するとともに、希望者に就学機会の確保を図る必要がある。</p> <p>② 子ども の学力向上へつながら「教職員の資質向上・指導力向上」を図るため、教職員の研修をさらに充実させていく必要がある。また、感染症防止対策に関する学校の対応力、組織力を高めていく必要がある。</p> <p>③ 多様化する子育てニーズに対応するため、母子保健や学校教育と連携し、妊娠・出産から幼児期の教育・保育と学校教育にわたり切れ目のない支援や質の高いサービスを提供する必要がある。</p> <p>④ 「放課後子ども教室」については、地域格差を解消するため、未開設の南・西小学校において、令和2年度中に新規開設できるよう、計画的に準備を進めていく必要がある。</p> <p>⑤ 町立図書館については、今後の指定管理者制度導入に向け、計画的に準備を進め、更なるサービスの向上に取り組む必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 公立小中学校及び町内の外国人学校の在籍者を除いた学齢期の外国人登録者を対象として、就学状況や居住実態等を調査する。</p> <p>② 現在の学校及び教職員が直面している喫緊の課題等に関する教職員研修等を計画・実施するとともに、指導主事による学校訪問等を通して、感染症防止対策に関する助言・指導及び教職員の資質向上・指導力向上を図る。</p> <p>③ 令和元年度に策定した「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係部署、関係機関等と連携し、各施策の推進を図る。また、幼児教育・保育の無償化については、各保育施設と連携し、適切に継続実施していく。保育園や学童保育については、利用する家庭の事情等に配慮しつつ感染症防止対策を徹底した上で適切に対応していく。</p> <p>④ 南・西小学校の「放課後子ども教室」については、事業立ち上げに向け計画的に業務を遂行するとともに、教室開設後も随時検証し、必要に応じて見直すなど、改善を図りながら事業を実施する。</p> <p>⑤ 町立図書館については、今後の指定管理者制度導入に向けて、計画的に準備を進めていく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 学齢期の外国人登録者については、学齢簿データにより該当者を抽出し、調査用データとして作成を進めている。下半期には、戸別訪問や電話による就学状況や居住実態等に関する確認調査を実施していく。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小・中学校の臨時休業により、教職員全体研修会や東部教育事務所所管の前期学校訪問指導をはじめとする各種研修会を実施することができなかった。しかし、町教育委員会としての独自の学校訪問指導を7月に開催し、指導主事から各校教員に助言・指導を行った。後期の学校訪問指導は実施していく予定であり、指導主事の授業参観等を通して適切な助言・指導を行い、教員の指導力・授業力向上を目指していく。</p> <p>③ 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の事業等については変更や延期・中止となったが、概ね順調に実施できている。幼児教育・保育の無償化については、引き続き、各施設と連携し適切に実施している。また、新型コロナウイルス感染症拡大による「緊急事態宣言」を受け、登園自粛要請を行い、欠席日数に応じ保育料や学童保育の利用料を減免し、保護者の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>④ 北・東小学校の「放課後子ども教室」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業等の影響により、事業開始時期を2学期から行うこととした。また、新規事業となる南・西小学校の「放課後子ども教室」についても、当初10月に開催予定としていたが、感染状況等を勘案し、11月開催とした。</p> <p>⑤ 町立図書館の指定管理者制度については、導入時期を令和4年4月以降としたが、本町が目指す図書館のあり方をより明確にするために「図書館ビジョン」の策定に取り組んでいる。庁内会議にて検討を重ねた結果、さらなる検討期間が必要となったことから、パブリックコメントの実施時期を11月に変更した。10月中に庁内での意志決定を踏まえ、パブリックコメントを経て、令和3年3月中の策定を目指していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 学齢期の外国人登録者に対しては、戸別訪問や電話による就学状況や居住実態等に関する調査を実施しその結果、不就学該当者がいないことを確認できた。希望者に就学機会を確保していく必要があることから、今後も引き続き調査を実施し就学状況を把握していく。
- ② 後期の職員全体研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大により、教職員が集まる形式でなく教育長講話を動画配信し研修会を実施した。また、後期の学校訪問指導では、町指導主事が各学校の研究授業を参観し、授業後の研究協議等にて指導・助言を行うなど、授業改善へ繋げている。今後も学校や教職員が直面している喫緊の課題等に対する研修等をさらに充実させ、教職員の資質及び指導力の向上を図っていく。
- ③ 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部の事業等については、変更や延期・中止となったが、概ね順調に実施できた。また、登園自粛要請による保育料や学童保育使用料の減免を行い、保護者の経済的負担の軽減を図った。今後も多様化する子育てニーズに対応するため、母子保健や学校教育と連携し、切れ目のない支援、より質の高いサービスを提供していく。
- ④ 放課後子ども教室については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業等の影響により、当初の計画より開始時期や内容を変更して実施した。今後も運営スタッフのモチベーションを高めるための働きかけを行い、すべての小学校区放課後子ども教室の安全・安心かつ持続可能な運営体制の充実を図っていく。
- ⑤ 図書館の指定管理者制度については、施設・設備を改修・整備した後に導入するとしてきたところである。新型コロナウイルス感染症拡大等により、本町の財政状況に大きな影響が及んでいることから、施設・設備の改修・整備完了予定時期を令和3年度から令和4年度以降へ変更した。このことから、指定管理者制度導入時期を令和5年4月以降へ変更した。令和3年3月に策定した「図書館ビジョン」に基づき、今後もさらなる利用者サービスや満足度の向上を目指すとともに指定管理者制度導入に向け、計画的に準備を進めていく。

5. 所管する施策

	施策名
Ⅲ4	人権尊重・男女共同参画の推進
Ⅳ2	子育て支援の充実
Ⅵ1	就学前教育と保育の充実
Ⅵ2	教育環境の充実
Ⅵ3	生涯学習の推進
Ⅵ4	青少年育成の推進
Ⅵ5	スポーツ・芸術文化の振興
Ⅵ6	文化財の保存と活用

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
教育管理課	千吉良 輝夫

1. 現状と課題

- ① 外国人の就学状況の把握については、令和元年度から実施しているが、継続的な実施や業務手順を確立し、対象者全員の就学状況を把握し、就学機会の確保に努める必要がある。
- ② 教育委員の資質向上については、学力向上はもちろん子どもを取り巻く環境の著しい変化による諸課題などの解決が求められている。そのため、確固たる教育理念の下、先進性や創造性等を発揮し教育行政を推進していく必要がある。
- ③ ICT環境の整備については、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、すべての学習の基盤となる情報活用能力の育成や各教科等におけるICT(情報通信技術)活用に取り組む必要がある。
- ④ 通学路の安全確保については、定期的な通学路の点検を行い、登下校時における児童生徒の安全確保に向けた取り組みを実施する必要がある。

2. 取組方針

- ① 公立小中学校及び町内の外国人学校の在籍者を除いた学齢期の外国人登録者を対象に就学状況や居住実態を調査する。
- ② 教育行政の課題等について理解を深めるために教育委員の研修を実施する。
- ③ 情報通信の基盤となる校内LANを優先的に整備しつつ、併せて教職員用パソコンを更新する。
- ④ 通学路周辺の環境変化等を踏まえ、学校や関係機関等と通学路の点検を実施する。

3. 中間レビュー

- ① 学齢期の外国人登録者については、学齢簿データより該当者を抽出し調査用データとして作成中。今後、戸別訪問や電話による就学状況及び居住実態に関する確認調査を実施予定。
- ② 教育委員の研修については、新型コロナウイルス感染拡大等の理由による各種研修や視察等の中止状況を考慮し実施時期や研修先を検討中。
- ③ 令和2年度予定していた北小学校及び西小学校の校内LAN整備工事については、「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」に対応する校内無線LAN工事として新たに実施する。よって、当初の校内LAN整備工事予算を減額し、新たに国庫補助対象工事として事業化した。また、中学校教職員事務用パソコンについては、新たなリース契約により更新終了。
- ④ 通学路の点検については、学校及び関係機関と連携した点検調査を令和2年中に実施予定。

4. 最終レビュー

- ① 学齢簿データから抽出した調査用データを利用し、戸別訪問及び電話による聞き取り調査を実施した。不就学該当者はなく就学状況等の確認も終了した。今後も、同様の対応を実施する。
- ② 令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により各種研修及び視察等は中止となった。次年度では、感染防止対策に配慮しながら、教育委員の資質向上に向け先進事例や学校現場への研修視察等を実施する。
- ③ 令和2年度においては、文部科学省提唱の「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」に係る国庫補助を活用し、1人1台の情報端末を配備するとともに校内無線LAN整備工事を小中学校7校において実施した。また、中学校教職員事務用パソコンについては、新たなリース契約により更新終了。引き続き、学校教育におけるICT環境整備について調査研究を進める。
- ④ 学校及び関係機関と連携し通学路の点検調査を実施し、通学路の安全が確保されていることを確認した。今後も、適時通学路の点検を行い、児童生徒の登下校時における安全確保に取り組む。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	施設整備事業(小学校)
	施設整備事業(中学校)

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
教育指導課	竹田 淳一
1. 現状と課題	
<p>① 子ども達の学力向上へつなげる「教職員の資質向上・指導力向上」を図るため、教職員研修を充実させていく必要がある。また、感染症防止対策等に係る学校の対応力や組織力を高めるための取組を推進していく必要がある。</p> <p>② 不登校の未然防止を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関が連携・協力して、不登校の子ども達へのきめ細かな支援を行っていく必要がある。</p> <p>③ 外国籍児童生徒の編入に際して、学校生活への適応のための支援や初歩的な日本語の指導を行っていく必要がある。</p> <p>④ 教職員の勤務時間の適正化を図り、教職員が子ども達と向き合える時間を確保できる体制を作っていく必要がある。</p> <p>⑤ 給食費未納に対する対応を継続して行い、収納率の向上に取り組んでいく必要がある。また、学校給食に対する町の保護者支援を、更に周知する必要がある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 現在の学校における喫緊の課題や、専門職としての高度な知識や技能を身に付けるための教職員研修を計画・実施し、教職員の資質向上・指導力向上を図る。また、指導主事による学校訪問等を通して、感染症防止対策等に係る学校の対応力や組織力向上に向けた指導・助言を行う。</p> <p>② 学校を中心に教育相談を充実させ不登校の未然防止に取り組みつつ、適応指導教室やスマイル教室、他市町との連携行事等を活用し、不登校の子どもたちや保護者への支援を積極的に行う。</p> <p>③ 日本語学級での取り組みを中核に据え、町教育研究所で整えた個別の指導計画に基づき、外国籍児童生徒への日本語指導や学校生活への適応を図る。</p> <p>④ 教職員の勤務時間に関するガイドライン、部活動のガイドライン等により、教職員の勤務時間の適正化を図るとともに、会議の精選や行事の見直し等、校内での業務改善を推進する。</p> <p>⑤ 学校給食費の収納率の向上を図るため、家庭への連絡・訪問・申出徴収を計画的に行うとともに、紙媒体、ホームページ等を活用して、町の学校給食の保護者支援を周知していく。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 感染症拡大による臨時休業等により、教職員全体研修会や各種の研修会及び主任会、前期の学校訪問指導(東部教育事務所所管)等は予定通り行うことができなかった。しかし、町教育委員会としての独自の学校訪問指導を7月に実施し、指導主事から各校教員への指導・助言を行った。後期の学校訪問指導は予定通り実施していく方向であるので、授業参観等を通して適切な指導・助言を行い、教員の指導力・授業力向上を目指す。</p> <p>② 感染症拡大による臨時休業後の学校再開に際して、ウイルス感染への不安を持つ児童生徒も見られた。各校では、家庭との連携を緊密かつ丁寧に行い、感染症防止対策を確実にを行い、児童生徒が安心して登校できる体制づくりを進めた。しかし、臨時休業後や夏季休業後、登校渋りや不登校傾向の児童生徒は増加傾向である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、適応指導教室やスマイル教室との連携等を通して、不登校児童生徒及び保護者支援を積極的に行っていく。</p> <p>③ 日本語指導助手や外国人子女教育コーディネーターを活用して、日本語学級(各学校)での日本語指導及び学校生活への適応指導を継続して行った。編入予定の児童生徒については、役場窓口で「個別の指導計画」に関わる内容の聞き取りを行い、その後の学校での指導に役立てている。今後も、一人一人の児童生徒の「個別の指導計画」を活用し、実態に即した外国籍児童生徒支援の充実に取り組んでいく。町立図書館で実施している多言語サロンでの日本語の基礎的指導等も、継続して実施していく。</p> <p>④ 教職員の勤務時間に関するガイドライン等により、学校では、教職員一人一人が、スケジュール管理、業務の効率化・スリム化等を意識して取り組み始めている。校長会議等で継続して周知・啓発し、教職員の勤務時間の適正化を更に図っていく。また、各学校における会議の精選や学校行事の見直し等、校内での業務改善を進めるよう助言していく。</p> <p>⑤ 学校管理職(校長・教頭)・学校事務職員と連携・協力し、家庭への連絡や申出徴収書類の提出依頼等を実施した。感染症拡大により、8月実施予定であった過年度給食費未納家庭への訪問徴収は見送った。令和2年度後半についても、学校との連携を密にとりながら、計画的・継続的に収納率向上の取組を実践していく。4月、臨時休業前3日間の登校に対しては、学校給食費を町で負担し保護者の経済的支援を行った。今後も、紙媒体やホームページ等を活用して、町の学校給食の保護者支援を周知していく。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 感染症拡大により、当初予定していた内容をすべて実施することは難しかったが、年度の後半は、可能な範囲で教職員への研修等を行い、教職員の資質向上及び指導力向上を図った。小中学校7校への学校訪問指導(後期)では、町指導主事が研究授業を参観し、授業後の研究協議等で指導・助言を行い、授業改善への取組を示唆した。また、各校の学校経営や校内研修についても指導・助言を行った。教職員全体研修会については、教職員を集めた形の会場開催はできなかったが、教育長講話を動画配信という形で実施した。今後も、学校における喫緊の課題について、研修等を推進していく必要がある。
- ② 各学校では、登校渋りや不登校傾向の児童生徒に対して、家庭との連携を緊密に図りながら登校に向けての支援を行うとともに、児童生徒の様子を丁寧に把握した。適応指導教室(あゆみ教室)では、県に要請して自立支援アドバイザーを派遣してもらい、保護者等への相談や支援を実施した。数年にわたる不登校生徒の改善例もみられ、その点は、大きな成果であると考えている。感染症の影響もあり、登校渋りや不登校傾向の児童生徒は減少しておらず、今後も、家庭と連携をしながら、改善に向けて必要な支援や取組を継続して行っていくことが重要である。
- ③ 一人一人の児童生徒の「個別の指導計画」を活用し、児童生徒の実態に応じた日本語指導や学校生活への適応指導・支援を行うことができた。感染症拡大により、多言語サロンでの日本語の基礎指導は十分に行うことができなかったが、開催の場所を変更して臨時的に実施するなどの工夫を行った。日本語教育研究班の研修では、日本語指導アドバイザー(文部科学省)の講義や各学校での効果的な実践事例等を等を紹介しあうなど、教員の指導力向上への取組を実施することができた。
- ④ 毎月の校長会議において、教職員の勤務時間の管理や、業務の効率化についての周知・啓発を継続して行った。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年行っていた学校行事や各種会議等についての見直しや検討を行うことにより、日々の業務の効率化は徐々に図られつつあり、毎月の時間外勤務も減少傾向が見られている。今後も、メンタルヘルスも含めた教職員の適正な勤務について、学校への指導及び支援を継続していく。
- ⑤ 過年度給食費未納家庭への訪問徴収は感染症拡大状況をふまえて、若干縮小して実施した。学校管理職(校長・教頭)や学校事務職員と連絡・協力し、現年度の未納額の徴収について、家庭への連絡や申出徴収を進めるための取組等を継続して実施した。また、学校給食費に対する町の保護者支援について、1月の給食便りで各家庭へ周知するとともに、町ホームページも活用した新規掲載により、周知・啓発を行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
VI2 教育環境の充実	学力向上対策推進事業
	小学校英語教育推進事業
	いじめ防止対策事業
	適応指導教室事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
こども課	金井 隆浩
1. 現状と課題	
<p>① 多様化する子育てニーズに対応するため、子育て支援の各施策を推進する必要がある。</p> <p>② 近年、児童虐待が後を絶たない状況の中、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る必要がある。</p> <p>③ 保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、学童保育の充実を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため小学校の臨時休校等に対応する必要がある。</p> <p>④ ファミリー・サポート・センター事業については、施設サービスを補完する重要な事業である。また、幼児教育・保育の無償化対象事業となり、利用者の増加も見込まれることから、会員が安全に相互援助活動ができるように支援する必要がある。</p> <p>⑤ ひとり親家庭に対して、生活が安定し、自立できるように、経済的支援、就労支援が必要である。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 子育て支援施策については、令和元年度に策定した「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係機関等と連携して施策の推進を図る。また、幼児教育・保育の無償化については、施設と連携し適切に実施していく。</p> <p>② 児童虐待については、様々な機会を通じて虐待防止の啓発活動を実施する。また、要保護児童対策協議会等の関係機関等と連携し、早期対応及び支援策についての情報共有を図る。</p> <p>③ 学童保育については、年々利用者が増加しており、指定管理者と連携を図りながら、保護者が安心して預けられる学童保育を実施していく。また、利用時間の延長に取り組む。新型コロナウイルス対応としては、保護者の事情も考慮し感染防止に細心の注意を払いながら受入を実施していく。</p> <p>④ ファミリー・サポート・センター事業については、事業の周知を図るとともに、まかせて会員養成講習を実施し会員の増加を図り、ニーズに対応していく。</p> <p>⑤ ひとり親家庭に対する支援については、児童扶養手当や入学及び進学支度金の制度を周知する。また、ハローワーク等と連携を図り就労支援相談を実施する。</p>	
3. 中間レビュー	
<p>① 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について、中止・延期になったが概ね順調に施策を実施している。また、幼児教育・保育の無償化については、各施設と連携し適切に実施している。更に、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け登園自粛要請を行い、欠席日数に応じ保護者負担金の減免を行った。</p> <p>② 児童虐待の啓発活動については、概ね計画どおりに実施しているが、各種健診時の講話については、新型コロナウイルス感染症対策として、チラシ配布に変更した。また、要保護児童対策地域協議会については、予定の会議数は開催できていないが、資料を配布し情報共有を図った。</p> <p>③ 学童保育については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小学校の臨時休校の対応として、午前8時から受入れを行った。時間延長については、令和2年度の夏休みから保護者の協力を無くし、午前8時から受入れを行い、保護者の負担軽減を図った。新型コロナウイルス感染症対策として、消毒、検温及び学校施設などを利用して密にならないようにスペースを確保するなど細心の注意を払いながら実施している。</p> <p>④ ファミリー・サポート・センター事業については、広報おおいずみや町ホームページにて事業の周知を行った。また、会員講習会については、新型コロナウイルス感染症対策として内容を変更し、9月8日から5日間実施した。引き続き利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。</p> <p>⑤ ひとり親家庭については、広報おおいずみや町ホームページで児童扶養手当等の制度の周知を行った。また、県母子寡婦福祉協議会と連携して就労相談会を実施した。新型コロナウイルス感染症支援策として、児童扶養手当受給世帯に対し、給付金を支給した。</p>	

4. 最終レビュー

- ① 子育て支援施策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部事業について、中止・延期になったが、感染防止対策を施し、概ね順調に施策を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け登園自粛要請に応じた児童や濃厚接触者となり健康観察のため欠席した児童の保護者負担金を減免し、負担の軽減を図った。
- ② 児童虐待の啓発活動については、概ね計画どおりに実施したが、各種健診時の講話は、新型コロナウイルス感染症対策として、チラシ配布に変更した。また、要保護児童対策地域協議会については、実務者会議を4回開催したうち1回を文書会議としたが、情報共有は図れた。今後も児童虐待の未然防止、早期発見に向けた啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化し、迅速に対応していく。
- ③ 学童保育については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小学校の臨時休校の対応として、午前8時から受入れを行った。時間延長については、令和2年度の夏休みから保護者の協力を無くし、午前8時から受入れを行い、さらに、令和3年3月29日からの春休みについては、試行的ではあるが午前7時30分から受入れを行い、保護者の負担軽減を図った。また、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒、検温及び学校施設などを利用して密にならないようにスペースを確保するなど細心の注意を払いながら実施した。
- ④ ファミリー・サポート・センター事業については、広報おおいずみや町ホームページにて事業の周知を行った。また、会員講習会については、新型コロナウイルス感染症対策として内容を変更し、9月8日から5日間実施した。今後も利用者が安心して子どもを預けられるよう会員の資質向上や会員の増加を図るための取り組みを行っていく。
- ⑤ ひとり親家庭については、広報おおいずみや町ホームページで児童扶養手当等の制度の周知を行った。また、県母子寡婦福祉協議会と連携して就労相談会を実施した。新型コロナウイルス感染症支援策として、児童扶養手当受給世帯に対し、給付金を支給し、心身の安定と経済的負担の軽減を図った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
IV2 子育て支援の充実	児童虐待防止対策事業
	子育て育児用品購入費等助成事業
VI1 就学前教育と保育の充実	北児童館管理運営事業
	東児童館管理運営事業
	西児童館管理運営事業
	南児童館管理運営事業
	学童保育学習サポート事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
生涯学習課	村田 浩二
1. 現状と課題	
<p>① 生涯学習については、各ライフステージのニーズや生活課題に合わせた幅広い分野についての学習機会と情報の提供をしていくとともに、主体的かつ継続的な学習活動の支援や情報提供が必要である。また、町民が自らの知識や技能を社会活動の場で生かせる取り組みを行っていく必要がある。図書館については、今後の指定管理者制度導入に向けた準備を計画的に進める必要がある。</p> <p>② 青少年健全育成については、青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭、学校、地域その他関係機関・団体相互の情報共有と連携を図り、青少年が安全で健やかに成長できる環境を整える必要がある。インターネットの適正利用についても継続した周知啓発が必要である。また、放課後子ども教室を令和2年度中に南小・西小地区で新規開設できるよう準備を計画的に進める必要がある。</p> <p>③ 人権教育については、町民に人権意識が浸透するよう粘り強い継続した取り組みが必要である。すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるような人権に関する学習機会の提供や、人権教育啓発員と連携をとった地域単位の事業など、町単位・地域単位での教育及び啓発活動を平行して充実させていく必要がある。</p> <p>④ スポーツ振興については、年間行われるスポーツ事業及びその内容の見直しや改善等を行っていく必要がある。</p> <p>⑤ 文化振興については、今年度から5期目となる新たな指定管理者との連携を図るとともに、事業検証や改善を提案しながら、文化振興の拠点である施設の工事・修繕等を計画的に行い、全体の管理運営を進めていく必要がある。</p> <p>⑥ 文化財保護については、埋蔵文化財の整理事業を継続実施し、記録保存作業を進めるとともに、「令和」という時代の移り変わりを機に、町の歴史を振り返る事業の開催を考えていく必要もある。</p>	
2. 取組方針	
<p>① 生涯学習については、町民の各ライフステージのニーズや生活課題に沿った学習機会や学習情報を提供していくとともに、町民の社会活動への参加促進を図る機会の提供や活動の場の周知を行っていく。公民館については団体支援も含めた事業の充実を図るとともに計画的な施設修繕を進めていく。図書館については、今後の指定管理者制度導入に向けての準備を計画的に進めていく。</p> <p>② 青少年健全育成については、引き続き関係機関・団体相互の連携を深める取り組みを行い、各種青少年健全育成活動を実施していく。インターネットの適正利用の周知・啓発について、時代に即した正しい利用方法の更なる周知啓発を行っていく。また、南小・西小放課後子ども教室の新規開設を計画的に進めていく。</p> <p>③ 人権教育については、人権教育啓発員と連携をとりつつ地域主体で実施する地区別人権啓発事業を充実させていくとともに、すべての町民が人権についての正しい理解と行動を身につけられるよう、人権に関する学習機会の提供をはじめとした教育及び啓発活動を行う。</p> <p>④ 令和元年度をもって廃止となる「東毛地区中学校競技大会」に代わる事業の検討を行っていく。</p> <p>⑤ 「指定管理者制度導入」5期目をむかえ、今後も管理者側とはより緊密な連携をとoshi、施設の運営・管理にあたっていく。また、継続して事務事業の検証や改善等を行うとともに、組織に対し事業の「提案」を積極的に行っていく。</p> <p>⑥ 年間をとoshi行われる埋蔵文化財に係るレファレンスや確認調査、また整理事業等の継続、展示会や公開活動等を通じて、町の歴史・文化を広く周知していく。また、戦後75周年を記念する事業に取り組む。</p>	

3. 中間レビュー

- ① 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高齢者教室や各種講座を中止や延期とした。講座の開催にあたっては、定員を減らすなど感染防止対策を講じた。公民館・図書館は感染拡大防止のため一定期間休館とした。各館の利用再開にあたっては、感染防止対策を講じ、一部利用制限を設けたうえで、利用を再開した。
- ② 青少年健全育成については、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛期間終了後より、各種青少年健全育成活動を感染防止対策を講じたうえで開始した。北小・東小放課後子ども教室は、学校の休校期間等があったことから、事業開始を2学期からとした。
- ③ 人権教育については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため会議が中止や延期となり、また、地域活動も休止しており人権学習の機会がなかったことから、人権に関する資料の作成を行い、会議や地域活動の再開後に資料を配布した。町ぐるみ人権教育推進大会を中止とした。
- ④ スポーツ振興については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、町民スポーツ・レクリエーション祭と町民体育祭を中止とした。新型コロナウイルス感染症のため練習や試合ができない大泉高校と西邑楽高校の3年生野球部員のために、2020年大泉町高校野球交流試合として大泉高校と西邑楽高校の試合を行った。
- ⑤ 文化振興については、指定管理者に対し、指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン(案)に基づく評価を実施し、結果を指定管理者に伝達した。また、文化むらの非常用発電機蓄電池交換工事と、外灯LED化工事を実施した。
- ⑥ 文化財保護については、戦後75周年特別企画展「戦争資料で見る 戦前・戦中下の暮らし」を、感染防止対策を講じたうえで、8月14日から8月20日まで実施した。また、歴史ウォーキング事業は、11月14日(土)開催予定で参加者募集を行っている。

4. 最終レビュー

- ① 生涯学習については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、高齢者教室や各種講座を中止や延期とした。講座の開催にあたっては、定員を減らすなど感染防止対策を講じたうえで実施した。公民館・図書館は感染拡大防止のため2度一定期間休館とした。各館の利用再開にあたっては、感染防止対策を講じ、一部利用制限を設けたうえで、利用を再開した。図書館は今後の施策の基本方針となる図書館ビジョンを策定した。
- ② 青少年健全育成については、関係機関・団体と新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図りながら、各種青少年健全育成活動を実施した。インターネットの適正利用の周知・啓発については、クリアファイルの配布やポスターの掲示等を実施した。放課後子ども教室については、南小・西小を新規開設し、4小学校区ともに11月より活動を開始したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1月以降は中止とした。
- ③ 人権教育については、児童館で人権啓発映画会を開催し、人権問題を考える機会を提供した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため会議が中止や延期となり、また、地域活動も休止しており人権学習の機会がなかったことから、人権週間に合わせ人権啓発ポスター・パンフレット展を実施した。
- ④ 新型コロナウイルス感染症により各種スポーツイベントが中止となる状況であったが、新たに2020年大泉町高校野球交流試合として大泉高校と西邑楽高校の試合を開催した。また、コロナ禍におけるスポーツイベントの実施に向け、スポーツ推進委員等関係団体と協議を行った。
- ⑤ 指定管理者とは毎月打合せ会議を行うなど緊密な連携を図るとともに、各種事業を視察し指定管理者に対して改善や提案を行った。また、文化むらの工事・修繕等を計画的に行い、施設管理にあたった。
- ⑥ 文化財保護については、戦後75周年特別企画展「戦争資料で見る 戦前・戦中下の暮らし」を実施した。また、歴史ウォーキング事業を11月14日(土)開催し、参加者は職員の解説を受けながら文化財等の見学を行い、地元の歴史に触れながらウォーキングを行った。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業
Ⅲ4 人権尊重・男女共同参画の推進	町ぐるみ人権教育事業
VI3 生涯学習の推進	高齢者学習活動事業
	就学前家庭教育学級事業
	生涯学習関連講座事業
VI4 青少年育成の推進	青少年健全育成事業
	放課後子ども教室事業
VI5 スポーツ・芸術文化の振興	文化振興事業
	文化むら施設管理事業
	町民体育祭事業
	町民スポーツ・レクリエーション祭事業
VI6 文化財の保存と活用	伝統芸能祭事業
	埋蔵文化財整理事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
議会事務局	中繁 尚之
<p>1. 現状と課題</p> <p>① 議員任期の最終年次であることから、より慎重な議員対応が必要となる。</p> <p>② 議会基本条例の具体的な運用や取り組みが重要となる。</p> <p>③ 議会改革に向けた機運が高まっており、事務局の的確な補助が求められている。</p>	
<p>2. 取組方針</p> <p>① 各議員の政治姿勢を考慮しながら、円滑な議会運営が行われるよう取り組む。</p> <p>② 議会基本条例の具体的な運用に取り組めるよう必要な支援を行う。</p> <p>③ 事務局として、的確な補助ができるよう研鑽を重ねると共に、先進的取り組みの情報を収集する。</p>	
<p>3. 中間レビュー</p> <p>① 各議員の政治姿勢を斟酌しながら、今後も円滑な議会運営が行われるよう取り組む。</p> <p>② 広報広聴特別委員会が設置され、具体的な活動などが決定してくる。議論が深まるよう情報提供や正副委員長へのサポートを引き続き行っていく。</p> <p>③ 先例のない事案等が生じ即時対応が求められた。今後も円滑な議会運営が行われるよう知識の修得や情報収集に努める。</p>	
<p>4. 最終レビュー</p> <p>① 議員任期の最終年次であったが、慎重な議員対応を行い、円滑な議会運営ができた。</p> <p>② 議会基本条例の具体的な運用について、広報広聴活動を推進するための広報広聴常任委員会の設置及び議員全体研修を実施することができた。</p> <p>③ 日頃の研鑽、情報収集等によりの確な議会運営の補助を行うことができた。</p>	
<p>5. 所管する施策及び主要事業</p>	
施策名	主要事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	大澤 弘美

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するため、独立性と専門性が必要であり、監査制度の充実強化を図ることが求められている。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する必要がある。

2. 取組方針

- ① 適正かつ有効な監査等を行うため、監査計画及び監査実施計画を作成し、法令や新たな監査基準に基づいた監査等を効率的に実施する。また、下水道事業特別会計は、公営企業会計に移行するため、公営企業監査を円滑に行う。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修会等へ積極的に参加することで、知識の習得により専門性を高め、監査制度の充実強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管課で改善されているかどうかを定期監査等で継続して検証する。

3. 中間レビュー

- ① 新型コロナウイルスの感染予防対策をしながら、新監査基準に基づいて、例月出納検査、定期監査、決算審査を実施した。また、公営企業会計監査の例月出納検査が、公共下水道事業会計について5月から始まった。下半期についても感染対策を徹底し、例月出納検査、定期監査、12月以降から始まる財政援助団体等監査を実施する。
- ② 公共下水道事業会計については、外部講師によるオンラインでのリモート研修を監査委員と事務局職員が受講し、公営企業会計の基礎について学ぶことができた。また、邑楽郡町村監査委員連絡協議会の定期協議会は、参集による開催を見送り、書面決議を行い情報共有を図った。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が改善されているか適宜確認を行った。下半期の監査等においても監査基準に基づいた適正な監査等を実施する。

4. 最終レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画に策定した監査等については、感染症対策に配慮しながら、年間計画表の予定通りに実施できた。下半期の財政援助団体等監査として指定管理者では、「大泉町いずみの杜」、補助金交付団体では、「大泉町体育協会」の監査をそれぞれの所管課と調整し効率的に実施した。また、公共下水道事業会計では、下水道システムの現地調査をすることによって、適正に管理されている地図データ等をパソコン画面で確認することができた。
- ② 全国町村監査委員協議会の研修会は、動画配信によるオンライン研修として開催されたことにより、効果的な研修を行うことができた。邑楽郡町村監査委員連絡協議会では、新型コロナウイルスの影響により、監査委員が集合しての情報交換会等の開催はできなかったが、事務局職員による事務連絡等を行い、監査委員への情報提供を行った。
- ③ 定期監査等では、前回の指摘事項が改善されているか適宜確認を行った。改善されていない事項については、引き続き、継続して検証していく。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業

令和2年度 部(局)方針書・課(局)方針書

部署名	所属長
農業委員会事務局	服部 真

1. 現状と課題

- ① 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動により農地利用の最適化を図るとともに、遊休農地の発生防止や解消に努める必要がある。
- ② 農業の担い手への集約・集積化を推進するため、農地台帳システムの情報の精度を高める必要がある。

2. 取組方針

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地台帳システムを活用した農地パトロールを実施し、その後、意向調査等に繋げ、農地利用の最適化や遊休農地の発生防止・解消を図る。
- ② 農地台帳システムの耕作者情報や賃借料等の利用権の設定状況の補正を行い精度を高める。

3. 中間レビュー

- ① 町内を3地区に班編成し、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用最適化業務である農地パトロールを各班で計画的に実施し、遊休農地の発生防止等に努めている。下半期も引き続き農地パトロールを実施し、意向調査を行うなど農地の集約化や遊休農地の発生防止・解消を図る。
- ② 農地台帳システムについては、随時、耕作者情報・農地転用・利用権設定移動データの照合や補正等を行い、規模拡大を検討している農家等に農地情報を公開している。下半期についても、継続してデータの補正等を行い、担い手への集約・集積化を推進する。

4. 最終レビュー

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による農地パトロールや、その後の農地利用意向調査の実施により、遊休農地の所有者に対し注意喚起を行うとともに、農地利用意向調査の結果を基に農業委員会において農地の集約化に繋げるための話し合いを行った。
- ② 農地台帳システムについては、データの照合や補正等により登録情報の精度を高め、規模拡大を検討している農家等に対する農地情報の提供により、農業の担い手への集約・集積化を推進することができた。

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業